

# 資 料 編

# 目 次

・資料1	茨城町防災会議条例	1
・資料2	茨城町災害対策本部条例	2
・資料3	茨城町水防協議会条例	3
・資料4	災害協定一覧	4
・資料5	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	6
・資料6	茨城県防災情報ネットワークシステムの配備状況	7
・資料7	非常・緊急通話用指定電話の配備状況	7
・資料8	茨城町防災行政無線の整備状況	8
・資料9	茨城町消防無線の整備状況	9
・資料10	学校施設等の状況	10
・資料11	社会福祉施設等一覧	12
・資料12	病院及び医療機関	15
・資料13	土砂災害警戒区域等指定箇所	17
・資料14	町有車両の状況	21
・資料15	都市計画道路の決定状況 及び 都市計画公園の整備状況	22
・資料16	上下水道の整備状況	24
・資料17	指定文化財の状況	26
・資料18	報道機関の状況	27
・資料19	注意報・警報の種類と発表基準	28
・資料20	気象庁震度階級	29
・資料21	消防組織及び消防団の状況	30
・資料22	危険物貯蔵取扱施設、水防水利及び防火対象物の状況	34
・資料23	消防応援部隊一覧表	36
・資料24	災害派遣部隊受け入れ場所等	37
・資料25	消防情報連絡窓口	38
・資料26	被害の分類認定基準	40
・資料27	茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	42
・資料28	茨城県震災建築物応急危険度判定要綱	48
・資料29	ハザードマップ（土砂災害・洪水）	52
・資料30	原子力防災対策を重点的に充実する地域の範囲	64
・資料31	県の緊急被ばく医療措置の流れ	66

## 資料1 茨城町防災会議条例

( 昭和 39 年 6 月 20 日 )  
条例 第 266 号

### 〈目 的〉

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6号の規定に基づき、茨城町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### 〈所掌事務〉

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 茨城町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

### 〈会長及び委員〉

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 茨城町警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、5人、1人、7人及び1人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

### 〈専門委員〉

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### 〈委 任〉

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

### 附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

## 資料2 茨城町災害対策本部条例

〔昭和48年6月21日〕  
〔条例第26条〕  
改正 平成8年3月29日条例第1号

### 〈目 的〉

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、茨城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 〈組 織〉

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### 〈部〉

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### 〈現地災害対策本部〉

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### 〈雑 則〉

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成8年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 資料3 茨城町水防協議会条例

〔 昭和48年6月21日 〕  
〔 条例 第26号 〕

改正 平成19年4月1日条例第3号

#### 〈設 置〉

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条第5項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、茨城町水防協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### 〈組 織〉

第2条 協議会は、会長1人、委員25人以内をもって組織する。

2 会長は町長、委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表及び学識経験のある者のうちから町長が命じ、又は委嘱する。

#### 〈会長及び代理者〉

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代行する。

#### 〈任 期〉

第4条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 町長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

#### 〈招 集〉

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

#### 〈定員数及び表決〉

第6条 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 〈幹事及び書記〉

第7条 協議会に幹事及び書記若干名をおき、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

#### 〈委 任〉

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 資料4 災害協定一覧

No	協定の名称	協定の相手先	締結年月日
1	災害時等の相互応援に関する協定	県内市町村	H6.4.1
2	茨城県広域消防相互応援協定	県内消防本部	H19.10.5
3	災害時における物資の供給等に関する協定書	イオンタウン水戸南 カスミフードスクエアイオンタウン水戸南店	R4.3.15
4	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H23.5.27
5	災害時における資機材の供給等に関する協定書	株式会社 カネココーポレーション水戸営業所	H24.2.2
6	災害時における資機材の供給等に関する協定書	株式会社 共進サービス	H24.2.2
7	災害時における燃料の供給等に関する協定書	茨城県石油商業組合茨城支部	H24.2.2
8	災害時における応急対策活動に関する協定書	茨城町建設業協会	H24.2.2
9	非常災害時の炊き出し等に関する協定書	(株) 東洋食品	H24.4.1
10	災害時相互応援協定	福島県大玉村・美浦村	H24.8.29
11	災害時における放送要請に関する協定書	水戸コミュニティ放送 (株)	H24.9.4
12	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	いばらきコープ	H24.10.3
13	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	パルシステム茨城	H24.10.3
14	災害時等の公衆衛生及び環境安全に係る検査に関する協定	(財) 茨城県薬剤師会検査センター	H25.3.4
15	災害時等の相互応援に関する協定	県内12町村(大洗、城里、東海、大子、美浦、阿見、河内、八千代、五霞、境、利根)	H25.1.30
16	災害時相互応援協定書	廃棄物と環境を考える協議会	H25.7.12
17	災害時の緊急救援輸送に関する協定書	茨城県トラック協会水戸支部	H26.2.5
18	災害時における生活必需物資の供給協力等に関する協定書	水戸農業協同組合	H26.10.29
19	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	H26.11.26
20	大規模災害等の相互応援に関する協定書	在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会	H27.3.31
21	災害時の歯科医療救護についての協定	茨城町歯科医師会 一般社団法人東西茨城歯科医師会	H27.7.23
22	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	H27.7.23

No	協定の名称	協定の相手先	締結年月日
23	災害時における法律相談業務に関する協定書	茨城県弁護士会	H27.12.3
24	災害時における放送要請に関する協定書	株式会社 LuckyFM 茨城放送	H28.2.1
25	災害時における LP ガスの供給等に関する協定書	茨城ガスセンター協業組合	H28.2.1
26	災害時における物資提供等の協力に関する協定書	常陸森紙業株式会社	H28.2.1
27	災害時の医療救護に関する協定	茨城町、小美玉市、城里町、大洗町、一般社団法人茨城県県央医師会	H29.3.30
28	大規模水害時の相互協力に関する申し合わせ	久慈川・那珂川流域における減災対策協議会（国・茨城県、栃木県、関係自治体）28 機関	H29.3.31
29	地域貢献型電柱広告に関する協定書	東電タウンプランニング(株) 茨城総支店	H30.3.30
30	原子力災害時における茨城町民の県内広域避難に関する協定	潮来市、神栖市	H30.7.24
31	災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー株式会社	R1.9.30
32	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社	R2.9.24
33	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	（一社）日本ムービングハウス協会	R3.6.23
34	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	社会福祉法人 茨城町社会福祉協議会	R3.8.23
35	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	日立建機日本株式会社	R3.12.16
36	災害発生・感染症等流行時における消毒液類の提供に関する協定書	明利酒類株式会社	R4.2.14
37	災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定書	一般社団法人茨城県環境保全協会	R5.7.5
38	災害時における住家被害認定調査に関する協定書	茨城土地家屋調査士会	R6.1.22
39	茨城県茨城町と神奈川県開成町との災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県開成町	R6.7.7
40	品川区と茨城町との災害時における相互援助に関する協定	東京都品川区	R7.1.20

資料5 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No	施設名	所在地	指定避難所	指定緊急避難場所				建築年 (耐震改修年)	新耐震基準	防災倉庫
				洪水	土砂災害	地震	大規模な火災			
1	長岡小学校	長岡 3168	○	○	○	○	○	S52 (H21)	○	○
2	大戸小学校	大戸 1730-1	○	○	○	○	○	S56 (H22)	○	○
3	青葉小学校	駒場 700	○	○	○	○	○	H6	○	○
4	葵小学校	長岡 3715	○	○	○	○	○	S59	○	○
5	明光中学校	谷田部 510	○	○	○	○	○	H5	○	○
6	青葉中学校	奥谷 862	○	○	○	○	○	H3	○	○
7	旧石崎小学校	中石崎 527	○	○	○	○	○	S46	○	○
8	旧広浦小学校	下石崎 1859	○	○	○	○	○	S54	○	○
9	旧川根小学校	下飯沼 1080	○		○	○	○	S45	○	○
10	旧沼前小学校	宮ヶ崎 1443	○	○	○	○	○	S56	○	○
11	旧上野合小学校	秋葉 1140-1	○	○	○	○	○	S48	○	○
12	県立茨城東高等学校	小幡 2524	○	○	○	○	○	S54 (H22)	○	
13	県立農業大学校	長岡 4070-186	○	○	○	○	○	S56 (H25)	○	
14	茨城町駒場庁舎	駒場 450	○	○	○	○	○	S51	○	○
15	総合福祉センター「ゆうゆう館」	小堤 1037-1	○		○	○	○	H8	○	
16	桜の郷中央公園	桜の郷 3263-21		○	○	○	○			
17	茨城町運動公園	越安 1397		○	○	○	○			
18	涸沼自然公園	中石崎 2263			○	○	○			

※建築年は屋内運動場のもの（総合福祉センター「ゆうゆう館」を除く）

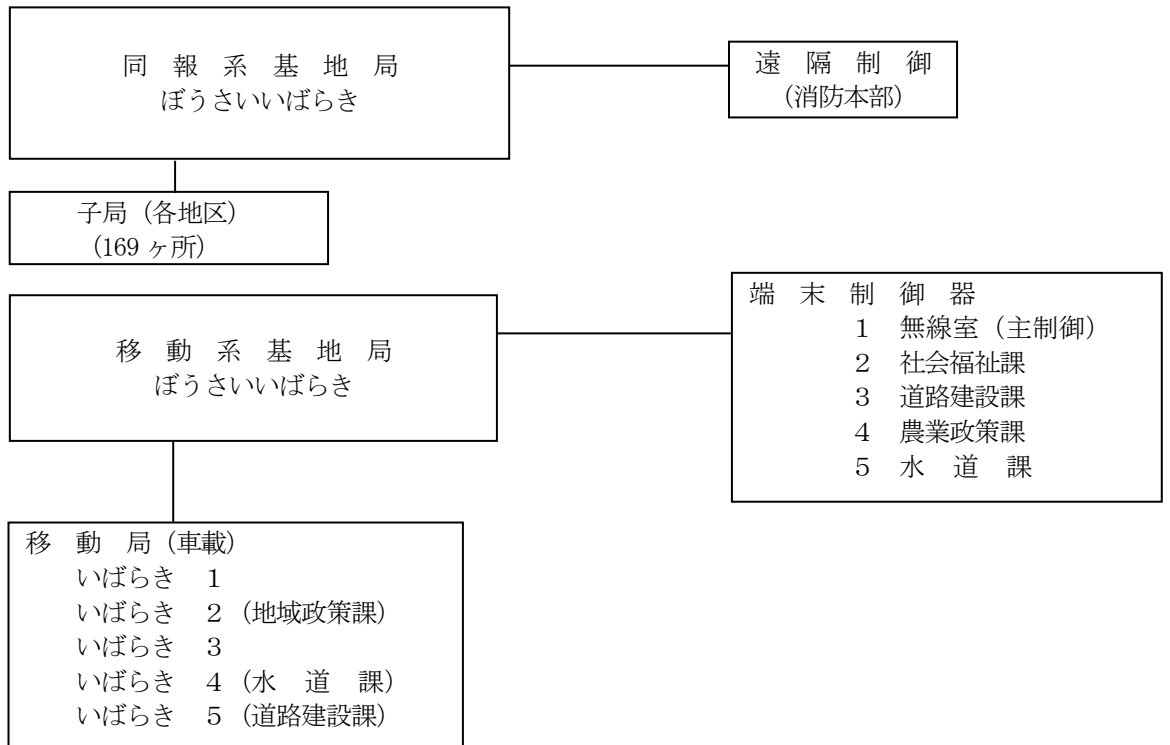
**資料6 茨城県防災情報ネットワークシステムの配備状況**

設置場所		電話番号
茨城町役場	総務課	8-232-8400
	政策会議室	8-232-8401
	防災FAX	8-232-8450
茨城町消防本部	防災電話	8-610-8400
		8-610-8401
	防災FAX	8-610-8450

**資料7 非常・緊急通話用指定電話の配備状況**

設置場所	電話番号
茨城町役場	
町長席	029-292-1064
保健福祉部長席	029-292-1442
総務課防災・危機管理グループ席	029-292-1110
都市建設部長席	029-292-6020
生活経済部長席	029-292-1116
道路建設課長席	029-292-1426
正副議長席	029-292-1425
茨城町消防本部	
通信指令台	029-292-6921
通信指令台	029-292-6922
通信指令室	029-292-1516
緊急通報システム	029-292-2051
茨城町水道課	
事務室	029-292-0231
茨城町立中学校	
明光中学校	029-292-5547
青葉中学校	029-292-0433
茨城町立小学校	
長岡小学校	029-292-0034
大戸小学校	029-292-0473
青葉小学校	029-292-0309
葵小学校	029-292-7640

資料8 茨城町防災行政無線の整備状況



資料9 茨城町消防無線の整備状況

■消防本部

呼出呼称	配置	種別	空中線電力	備考
しょうぼうえんかくいばらきまち	指令室	基地局	2.5W	消防本部
いばらきまちたんく 1	署	移動局(車載)	5W	水槽付消防車
いばらきまちぼんぷ 1	〃	〃	〃	泡消火システム付ポンプ車
いばらきまちきゅうじょ1	〃	〃	〃	救助工作車
いばらきまちこうほう 1	本部	〃	〃	広報車
いばらきまちしき 1	〃	〃	〃	指揮車
いばらきまちきゅうきゅう 1	署	〃	〃	救急車
いばらきまちきゅうきゅう 2	〃	〃	〃	救急車
いばらきまちきゅうきゅう 3	〃	〃	〃	救急車
いばらきまち 201	〃	移動局(携帯)	2W	
いばらきまち 202	〃	〃	〃	
いばらきまちたんく 101	〃	〃	〃	
いばらきまちたんく 102	〃	〃	〃	
いばらきまちぼんぷ 101	〃	〃	〃	
いばらきまちきゅうじょ101	〃	〃	〃	
いばらきまちこうほう 101	本部	〃	〃	
いばらきまちしき 101	〃	〃	〃	
いばらきまちきゅうきゅう101	署	〃	〃	
いばらきまちきゅうきゅう102	〃	〃	〃	
いばらきまちきゅうきゅう103	〃	〃	〃	
いばらきまちこてい 1	〃	移動局	〃	指令受信用
いばらきまち 601	〃	移動局(可搬)	〃	

## 資料 10 学校施設等の状況

### 1 学校施設

#### (1) 小学校

学校名	所在地	電話番号	運動場面積(m <sup>2</sup> )	一般校舎面積(m <sup>2</sup> )	屋内体育館面積(m <sup>2</sup> )
長岡小学校	長岡 3168	292-0042	9,187	3,611	753
大戸小学校	大戸 1730-1	292-0100	11,832	2,654	795
青葉小学校	駒場 700	292-0309	13,680	5,234	1,611
葵小学校	長岡 3715	292-7213	10,621	3,254	798

#### (2) 中学校

学校名	所在地	電話番号	運動場面積(m <sup>2</sup> )	一般校舎面積(m <sup>2</sup> )	屋内体育館面積(m <sup>2</sup> )
明光中学校	谷田部 510	292-0154	23,097	6,624	1,404
青葉中学校	奥谷 862	292-0222	16,040	5,722	1,253

#### (3) 幼稚園

	園名	所在地	電話番号	敷地面積(m <sup>2</sup> )	園舎面積(m <sup>2</sup> )
公立	大戸幼稚園	大戸 1893	292-8358	3,111	342

#### (4) 保育園

	園名	所在地	電話番号	敷地面積(m <sup>2</sup> )	園舎面積(m <sup>2</sup> )
私立	ふじ保育園	長岡 3480-32	292-6655	624	806
	ひぬま保育園	長岡 3652-22	292-2084	1,535	613
	ウイステリア ナーサリースクール	桜の郷 231-8	303-6311	2,793.04	845.98

#### (5) 認定こども園

	園名	所在地	電話番号	敷地面積(m <sup>2</sup> )	園舎面積(m <sup>2</sup> )
公立	長岡幼稚園	長岡 3168	292-4019	1,695	831
	沼前幼稚園	宮ヶ崎 1443	293-9209	7,699	512
私立	飯沼こども園	上飯沼 1276-1	292-6868	680	375
	さくらこども園	小幡 2162-3	291-0007	2,841	935.83
	いばらき中央 認定こども園	小堤 990	292-1207	3,737.92	635.07
	いばらき幼稚園	小堤 970-8	292-0162	1,235	456
	まさみ幼稚園	中石崎 852	293-7111	1,355	1,263

#### (6) 高等学校

学校名	所在地	電話番号	運動場面積(m <sup>2</sup> )	校舎面積(m <sup>2</sup> )	屋内体育館面積(m <sup>2</sup> )
茨城東高等学校	小幡 2524	292-6245	34,562	5,863	34,562

(7) 各種教育施設

名 称	所 在 地	電話番号	運動場面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	体育館面積 (㎡)	建築構造
県立警察学校	上石崎 4667-4	293-7250	14,380	4,245	981	耐火構造
県立消防学校	長岡 4068	292-5981	15,200	1,509	1,239	耐火構造
県立農業大学校	長岡 4070-186	293-0010	12,000	3,566	1,010	耐火構造

(8) その他の施設

名 称	所 在 地	電話番号	建物面積 (㎡)	建 築 構 造
茨城県自動車運転免許試験場	長岡 3783-3	293-8811	4,262	耐火構造
茨城県産業技術イノベーションセンター	長岡 3781-1	293-7213	3,452	耐火構造

## 資料 11 社会福祉施設等一覧

名 称	設置主体	所 在 地	電話番号	認可年月日	種 別
ふじ保育園	(福)藤会	長岡 3480-34	029(292)6655	S51. 4. 1	保育所
ひぬま保育園	(福)桜美会	長岡 3652-22	029(292)2084	S55. 3. 31	保育所
ウイステリア ナーサリー スクール	(福)藤会	桜の郷 231-8	029(303)6311	H20. 3. 31	保育所
認定こども園 飯沼こども園	(福)東明会	上飯沼 1276-1	029(292)6868	H27. 4. 1	幼保連携型認定こども園
認定こども園 さくらこども 園	(福)秀桜会	小幡 2162-3	029(219)0007	H27. 4. 1	幼保連携型認定こども園
いばらき中央認定こども園	(学)益水学園	小堤 990	029(292)1207	H27. 4. 1	幼保連携型認定こども園
認定こども園 いばらき幼稚 園	(学)益水学園	駒場 491-1	029(292)0162	H27. 4. 1	幼保連携型認定こども園
認定こども園 まさみ幼稚園	(学)田村学園	中石崎 852	029(293)7111	S40. 3	幼稚園型認定こども園
石崎学園	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)8787	S24. 4. 1	児童養護施設
樹学園	(福)つつみ会	小幡 2765-4	029(219)0315	H21. 4. 1	児童養護施設
いばらきまち児童発達支援セ ンターひぬまきつず	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	H24. 4. 1	障害児通所施設
				H30. 4. 1	障害児通所施設
ニューライフ三浦 リハビリ 児童デイサービス 長岡	(株)ニューライフ三浦	長岡 1765	029(291)5500	H29. 3. 1	障害児通所施設
〃 2号店	(株)ニューライフ三浦	長岡 4347-4	029(240)7703	R2. 4. 1	障害児通所施設
クオリティ・オブ・ライフ桜 の郷支援教室	株式会社 eN	桜の郷 3124-1	029(297)8444	R5. 5. 1	障害児通所施設
酒沼学園	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	S40. 11. 1	障害児入所施設
はたらくガッツ村 スイーツ 工房	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	H31. 4. 1	障害福祉サービス事業
(福)茨城町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所カルム	(福)茨城町社会福 祉協議会	小堤 1037-1	029(292)7141	H23. 4. 1	障害福祉サービス事業
あいの家	社会福祉法人 梅 の里	小幡 2766-37	029(292)8228	H20. 4. 1	障害福祉サービス事業
あつまれガッツ村	社会福祉法人茨城 補成会	上石崎 4698-67	029(293)7401	H20. 4. 1	障害福祉サービス事業
ネットワーク	(NPO)アースカラー	上石崎 4614-5	029(291)0008	H23. 5. 1	障害福祉サービス事業
デイサービス あいの家	(福)梅の里	小幡 2766-36	029(292)8228	H23. 7. 1	障害福祉サービス事業
障害者支援施設 ひぬま荘	社会福祉法人 梅 寿会	下石崎 2837-1	029(240)8755	H24. 11. 1	障害福祉サービス事業
Courage	(株)AQUA	長岡 4345-8	029(828)8518	H30. 10. 1	障害福祉サービス事業
めし処 まんてん	(株)AQUA	長岡 4345-8	029(828)8518	H30. 10. 1	障害福祉サービス事業
社会福祉法人茨城町社会福祉 協議会障害者デイサービス事 業所	社会福祉法人 茨 城町社会福祉協議 会	小堤 1037-1	029(292)7141	H18. 10. 1	障害福祉サービス事業
報恩会グループホームすだち 荘	(財)報恩会	上石崎 4698	029(293)7155	H18. 10. 1	共同生活援助

名 称	設置主体	所 在 地	電話番号	認可年月日	種 別
希望のうめ	(福)梅の里	小幡 2765-61	029(303)6997	H26. 4. 1	共同生活援助
Castle	(株)AQUA	長岡 4345-8	029(828)8518	H30. 10. 1	共同生活援助
希望のさくら	(福)梅の里	小幡 2765-61	029(303)6997	R2. 4. 1	共同生活援助
あつまれガッツ村	(福)茨城補成会	上石崎 4698-2	029(293)7401	H20. 4. 1	障害者支援施設
あいの家	(福)梅の里	小幡 2766-37	029(292)8228	H20. 4. 1	障害者支援施設
障害者支援施設 ひぬま荘	(福)梅寿会	下石崎字 2837-1	029 (240) 8755	H24. 11. 1	障害者支援施設
ときわ木園	(福)明秀会	若宮 393-6	029(293)6617	H5. 9. 3	特別養護老人ホーム
けやき園	(福)清常会	下座 755	029(219)1230	H15. 2. 1	特別養護老人ホーム
桜の郷元気	(福)泰仁会	桜の郷 231-7	029(292)3900	H16. 11. 1	特別養護老人ホーム
みどりの杜	(福)つつみ会	小幡 2765-4	029(219)0310	H20. 7. 14	特別養護老人ホーム
おあしす	(福)大茨会	小幡 18-1	029(240)7811	H11. 10. 1	軽費老人ホーム
デイサービスセンター とき わ木園	(福)明秀会	若宮 393-6	029(293)6617	H 5. 10. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービス 桜の郷 元気	(福)泰仁会	桜の郷 231-7	029(292)3900	H16. 11. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービスセンターウイス テリア倶楽部	(福)親愛会	前田 1707-349	029(240)7880	H17. 5. 9	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
ケアサポート桜ヶ丘	(株)トラスト	小堤 349-1	029(219)0155	H27. 1. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービスセンターつつじ	(有)美野里メディ カルサービス	上飯沼 2-281	029(350)1616	H28. 2. 16	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
ケアステーションあさひ茨城 町桜の郷	株式会社 ヴァテ ィー	桜の郷 620-19	029(240)7191	H30. 8. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービス 桜の郷元気 ひたちの長岡	(福)泰仁会	長岡 3652-32	029(353)6661	R1. 10. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
デイサービスセンターみどりの 杜	(福)つつみ会	小幡 2765-4	029-219-0310	R5. 12. 1	老人デイサービスセンター (通所介護事業所)
(福)茨城町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	(福)茨城町社会 福祉協議会	小堤 1037-1	029(292)6179	H28. 4. 1	老人デイサービスセンター (地域密着型通所介護事業所)
デイサービスセンター さく らの里	(株)SAWA	小幡 1316-18	029(219)1188	H28. 4. 1	老人デイサービスセンター (地域密着型通所介護事業所)
デイサービスとんぼ	(福)親愛会	中石崎 2651-1	029(240)8333	H28. 4. 1	老人デイサービスセンター (地域密着型通所介護事業所)
デイサービス ほほえみ	(有)さくら園	奥谷 2160	029(291)0606	H28. 4. 1	老人デイサービスセンター (地域密着型通所介護事業所)
茨城町地域包括支援センター	(福)茨城町社会 福祉協議会	小堤 1037-1	029(292)8577	H19. 4. 1	地域包括支援センター
茨城町総合福祉センター 「ゆうゆう館」	茨城町	小堤 1037-1	029(240)7129	H8. 11. 1	老人福祉センター
グループホーム大樹	(有)大樹	越安 1993	029(291)1717	H15. 7. 23	認知症高齢者グループホーム

名 称	設置主体	所 在 地	電話番号	認可年月日	種 別
グループホームつつじ	(有)美野里メディカルサービス	上飯沼 2-278	029(240)7351	H15. 9. 16	認知症高齢者グループホーム
グループホームニューライフ三浦	(株)ニューライフ三浦	長岡 4347-4	029(240)7703	H16. 7. 20	認知症高齢者グループホーム
グループホームウィステリア倶楽部	(福)親愛会	前田 1707-349	029(240)7880	H17. 4. 11	認知症高齢者グループホーム
グループホームさくらの里	(株)SAWA	小幡 1316-18	029(219)1188	H17. 11. 1	認知症高齢者グループホーム
グループホームほほえみ	(有)さくら園	奥谷 2165	029(219)0700	H19. 1. 13	認知症高齢者グループホーム
グループホームゆい	(有)幸や	上雨ヶ谷 548	029(219)1122	H19. 3. 13	認知症高齢者グループホーム
スマイルタウン	(株)スマイルタウン	長岡 3968-2	029(292)6511	H19. 4. 17	認知症高齢者グループホーム
グループホームひぬまの杜	(株)セントメディケア	中石崎 1055	029(240)8321	H19. 12. 21	認知症高齢者グループホーム
グループホームひぬま	(株)セントメディケア	中石崎 159-1	029(240)8117	H31. 4. 1	認知症高齢者グループホーム
グランドホームとんぼ	(福)親愛会	中石崎 2651-1	029(240)8383	H18. 7. 7	有料老人ホーム
ふるさとホーム茨城町桜の郷	(株)ヴァティー	桜の郷 620-19	029(240)7191	H30. 8. 1	サービス付き高齢者向け住宅
エバーグリーン	(医)明保会	若宮 393-1	029(293)9460	H5. 2. 26	介護老人保健施設
レイクヒルひぬま	(医)清真会	下石崎 2324	029(240)8120	H11. 9. 17	介護老人保健施設
桜の郷 敬愛の杜	(福)愛の会	桜の郷 1000-2	029(353)6581	H24. 7. 6	介護老人保健施設
葵の園・水戸	(医)晴生会	桜の郷 231-6	029(219)0321	H28. 9. 1	介護老人保健施設
桜の郷 敬愛の杜	(福)愛の会	桜の郷 1000-2	029(353)6581	H24. 7. 6	介護老人保健施設
訪問看護ステーションいしざき	(公財)報恩会	上石崎 4698	029(293)7155	H12. 12. 12	訪問看護ステーション
訪問看護ステーションこづる	(医)いばらき会	小鶴 127-1	029(291)1220	H16. 3. 1	訪問看護ステーション
在宅看護センター和音	(一社)ハーモニーナース	前田 1707-360	029(303)8780	H28. 4. 1	訪問看護ステーション
(株)ニューライフ三浦訪問看護ステーション	(株)ニューライフ三浦	長岡 4347-4	029(240)7703	H28. 6. 1	訪問看護ステーション
発達障害者支援センター「あい」	(福)梅の里	小幡 2766-37	029(219)1222	H24. 4. 1	発達障害者支援センター

## 資料 12 病院及び医療機関

### 1 病院

名 称	所 在 地	電 話	許可病床	救急告示病院
独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	桜の郷 280	029-240-7711 029-240-7788	一般 500	○
公益財団法人報恩会石崎病院	上石崎 4698	029-293-7155 029-293-6062	精神 244 療養 47	

### 2 一般診療所

名 称	所 在 地	電 話
井出整形外科内科クリニック	小堤 1144-1	029-219-2556
いばらき診療所こづる	小鶴 127-1	029-291-0055
宇佐神クリニック	長岡 3652-306	029-219-0033
緒方内科循環器クリニック	長岡 3091-2	029-303-7812
きむら内科クリニック	前田 675	029-246-6464
メドアグリクリニック いばらき	大戸 1852-1	029-297-2177
桜の郷クリニック	桜の郷 1400-5	029-291-1555
ひぬま皮フ科	中石崎 2662-4	029-353-8899
堀越医院	長岡 3317-22	029-292-3361
谷口内科医院	上石崎 4230-2	029-293-7531
脳神経外科ブレインピア桜ヶ丘	奥谷 1076	029-292-1251

### 3 近隣の第2次・第3次医療機関の状況

#### (1) 第2次

名 称	所 在 地	電 話
水戸赤十字病院	水戸市三の丸 3-12-48	029-221-5177
国家公務員共済組合連合会 水府病院	水戸市赤塚 1-1	029-309-5000
医療法人財団古宿会 水戸中央病院	水戸市六反田町 1136-1	029-309-8600
総合病院 水戸協同病院	水戸市宮町 3-2-7	029-231-2371
医療法人 誠潤会水戸病院	水戸市袴塚 3 丁目 2787 番 9	029-353-7077
茨城県立中央病院	笠間市鯉淵 6528	0296-77-1121
独立行政法人国立病院機構 茨城東病院	那珂郡東海村大字照沼 825	029-282-1151
大洗海岸病院	東茨城郡大洗町大貫町 915	029-267-2191
医療法人桜丘会 水戸ブレインハートセンター	水戸市青柳町 4028	029-222-7007
北友会 勝田病院	ひたちなか市津田関場 1895	029-273-0024
医療法人東湖会 鉾田病院	鉾田市安房 1650-2	0291-32-3313
小美玉市医療センター	小美玉市中延 651-2	0299-58-2711
医療法人三尚会 高須病院	鉾田市鉾田 2570	0291-33-2131
公益社団法人地域医療振興協会 石岡第一病院	石岡市東府中 1-7	0299-22-5151
石岡循環器科脳神経外科病院	小美玉市栗又四ヶ 1768-29	0299-58-5211
山王台病院	石岡市東石岡 4-1-38	0299-26-3130

(2) 第3次

名 称	所 在 地	電 話
独立行政法人国立病院機構 水戸医療センター	桜の郷 280	029-240-7711
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	029-254-5151

資料 13 土砂災害警戒区域等指定箇所

■土砂災害（特別）警戒区域

No	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象 の区分	土砂 災害 警戒 区域	土砂 災害 特別 警戒 区域	告示年月日
1	302-I-001	弥地屋敷	長岡	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
2	302-I-002	東永寺-1	上石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
3	302-I-003	東永寺-3	上石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
4	302-I-004	東永寺-4	上石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
5	302-I-005	親沢-1	中石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
6	302-I-006	親沢-2	中石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
7	302-I-007	下石崎	下石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
8	302-I-008	小足	下石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
9	302-I-009	裂山	下石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
10	302-I-010	との山	下石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
11	302-I-011	宿内	奥谷	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
12	302-I-012	八沢	小堤	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
13	302-I-013	牛小路	小堤	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
14	302-I-014	南島田	南島田	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
15	302-I-015	馬廻し	海老沢	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
16	302-I-016	御料	海老沢	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日
17	302-I-017	向山-1	宮ヶ崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 21 年 3 月 12 日

No	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象 の区分	土砂 災害 警戒 区域	土砂 災害 特別 警戒 区域	告示年月日
18	302-I-018	向山-2	宮ヶ崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
19	302-I-019	蕎麦原	蕎麦原	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
20	302-I-020	タリ	南栗崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
21	302-I-021	埜	蕎麦原	急傾斜地 の崩壊	○	—	平成21年3月12日
22	302-I-022	向山	奥谷	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
23	302-I-023	行人台	小鶴	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
24	302-I-024	猿久保	長岡	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
25	302-I-025	霜下	長岡	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
26	302-I-026	矢連	小幡	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
27	302-I-027	宿1	神宿	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
28	302-I-028	杉下	鳥羽田	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
29	302-I-029	東山	生井沢	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
30	302-I-030	上宿	網掛	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
31	302-I-031	カヤオロシ	中石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
32	302-I-032	南ソワ山	中石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
33	302-I-033	神宮寺	長岡	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
34	302-I-034	スワ山	中石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
35	302-I-035	阿弥田堂	奥谷	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日
36	302-I-036	堀ノ内	長岡	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成21年3月12日

No	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象 の区分	土砂 災害 警戒 区域	土砂 災害 特別 警戒 区域	告示年月日
37	302-II-001	駒渡	駒渡	急傾斜地 の崩壊	○	—	平成 25 年 6 月 27 日
38	302-II-002	山下 A	南川又	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
39	302-II-006	南島田	南島田	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
40	302-II-007	東永寺	上石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
41	302-II-009	小浦	下石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
42	302-II-010	清水 B	南川又	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日
43	302-II-011	宮脇	上石崎	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成 25 年 6 月 27 日

### ■急傾斜地崩壊危険区域

箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
				大字	小字				
302-I-001	I	自然斜面	弥地屋敷	長岡	弥地屋敷	90	45	8	0
302-I-002	I	自然斜面	東永寺-1	上石崎	東永寺	390	40	15	11
302-I-003	I	自然斜面	東永寺-3	上石崎	東永寺	170	40	8	7
302-I-004	I	自然斜面	東永寺-4	上石崎	東永寺	250	35	16	11
302-I-005	I	自然斜面	親沢-1	中石崎	親沢	40	40	10	0
302-I-006	I	自然斜面	親沢-2	中石崎	親沢	150	40	16	7
302-I-007	I	自然斜面	下石崎	下岩崎	巳しの巣	110	50	15	0
302-I-008	I	自然斜面	小足	下石崎	小足	250	40	15	9
302-I-009	I	自然斜面	作山	下石崎	作山	230	55	15	13
302-I-010	I	自然斜面	前谷	下石崎	前谷	180	35	14	7
302-I-011	I	自然斜面	宿内	奥谷	宿内	150	45	8	6
302-I-012	I	自然斜面	八沢	小堤	谷沢	80	40	9	0
302-I-013	I	自然斜面	牛小路	小堤	牛小路	100	70	10	8
302-I-014	I	自然斜面	南島田	南島田	天古崎	130	35	9	5
302-I-015	I	自然斜面	馬廻し	海老沢	馬廻し	500	50	20	44
302-I-016	I	自然斜面	五稜	海老沢	御稜	100	50	5	6
302-I-017	I	自然斜面	金子立-1	宮ヶ崎	金子立	120	45	7	5
302-I-018	I	自然斜面	金子立-2	宮ヶ崎	金子立	40	45	10	0
302-I-019	I	自然斜面	蕎麦原	蕎麦原		120	30	5	5
302-I-020	I	自然斜面	タリ	南栗崎	タリ	380	50	7	6
302-I-021	I	自然斜面	后神田	蕎麦原	后神田	380	70	5	8
302-I-022	I	自然斜面	向山	奥谷	向山	350	45	12	0
302-I-023	I	自然斜面	坂下	小鶴	坂下	180	30	10	8
302-I-024	I	自然斜面	猿久保	長岡	猿久保	90	30	5	6
302-I-025	I	自然斜面	霜の下	長岡	霜の下	180	50	7	5
302-I-026	I	自然斜面	古宿	小幡	古宿	30	40	6	0

箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置		延長	勾配	高さ	保全 人家 戸数
				大字	小字				
302-I-027	I	自然斜面	宿1	神宿	宿	750	45	8	20
302-I-028	I	自然斜面	杉下	鳥羽田	杉下	420	60	7	8
302-I-029	I	自然斜面	東山	生井沢	東山	30	45	8	7
302-I-030	I	自然斜面	上宿	網掛	神宿	360	45	9	5
302-I-031	I	自然斜面	カヤオロシ	中石崎	カヤオロシ	70	50	15	6
302-I-032	I	自然斜面	南ソワ山	中石崎	南ソワ山	250	30	15	5
302-I-033	I	人工斜面	井戸坂	長岡	井戸坂	150	30	16	11
302-I-034	I	人工斜面	ソワ山	中石崎	ソワ山	100	40	15	1
302-I-035	I	人工斜面	阿弥田堂	奥谷	阿弥陀堂	80	70	8	5
302-I-036	I	人工斜面	堀ノ内	長岡	堀ノ内	210	45	8	2
302-II-001	II	自然斜面	駒渡	駒渡		70	45	5	4
302-II-002	II	自然斜面	山下A	南川又	山下	310	50	10	4
302-II-003	II	自然斜面	清水A	南川又	清水町	80	30	8	4
302-II-004	II	自然斜面	木戸	大戸	木戸	120	50	15	4
302-II-005	II	自然斜面	堂下	馬渡	堂下	40	30	13	3
302-II-006	II	自然斜面	南島田	南島田		100	50	7	3
302-II-007	II	自然斜面	東永寺	上石崎	東永寺	100	30	12	3
302-II-008	II	自然斜面	ソワ山	中石崎	ソワ山	170	30	10	4
302-II-009	II	自然斜面	小浦	下石崎	小浦	150	60	7	4
302-II-010	II	自然斜面	清水B	南川又	清水	130	45	9	3
302-II-011	II	自然斜面	宮脇	上石崎	宮脇	70	50	10	3
302-III-001	III	自然斜面	下石崎	下石崎		100	42	20	

資料 14 町有車両の状況

令和7年4月1日現在

種別 課名		連絡車				貨物車		特殊車両		消防車	二輪車	バス	計
		普通乗用	小型乗用	ライトバン	軽四輪	小 型	普 通	自動車	作業車				
町長公室	秘書広聴課	2	1		3								6
	地域政策課	2											2
総務部	総務課			1									1
	財政課	4	2	1	6	1						1	15
	税務課				2								2
保健福祉部	社会福祉課		1	1	1								3
	長寿福祉課			1	2								3
	こども課		1										1
	健康増進課		1		3							1	5
生活経済部	農業政策課		1	1	2								4
	商工観光課			2	1						1		4
	町民課				1								1
	みどり環境課			1	2								3
都市建設部	道路建設課		1	1	2	2		4	1				11
	都市整備課			1	1								2
	下水道課			3									3
	水道課		1	1	3	2		1					8
教育委員会	学校教育課	1	2		2								5
	生涯学習課				5	1					2		8
	給食調理場				2								2
議会事務局		1											1
農業委員会					1								1
消防本部		2		1	1				1	28			33
計		12	11	15	40	6	0	5	2	28	3	2	124

## 資料 15 都市計画道路の決定状況 及び 都市計画公園の整備状況

### 1 都市計画道路の決定状況

令和3年3月31日現在

No.	路線番号	路線名	幅員	延長	起点	終点	改良済率	舗装済率
1	1・3・1	常陸那珂港 茨城線	23.5m	810m (18,490)	ひたちなか市 阿字ヶ浦町字沢田	長岡字矢頭	100%	100%
2	1・3・2	北関東 横断道路	23.5m	8,510m (9,260)	長岡字矢頭	南川又字後原	100%	100%
3	1・3・3	鉾田・茨城線	23.5m	8,860m	鳥羽田字防子山	小鶴字遠原	100%	0%
4	3・2・172	紅葉・鳥羽田線	30m	1,410m	生井沢字下原、 鉾田町大字紅葉字灰原久保	鳥羽田字三角山	0%	100%
5	3・3・88	小幡・矢頭線	25m	9,800m	小幡字南表	長岡字矢頭	28.9%	100%
6	3・3・93	長岡・東原線	27m	900m	長岡字大連寺	前田字巾木免	0%	100%
7	3・4・90	長岡・中山線	17m	2,370m	長岡字大連寺	上石崎字原	0%	100%
8	3・4・92	東原・矢頭線	12m	1,470m	前田字東原	長岡字矢頭	100%	100%
9	3・4・116	小幡・木部線	16m	2,520m	小幡字南表	上飯沼字仲野場、 木部字御林東字三百久保	0%	100%
10	3・4・117	上飯沼・河和田線	16m	5,320m (11,600)	上飯沼字仲野場、 木部字御林東字三百久保	水戸市河和田町 字中道	46.0%	100%
11	3・3・173	小鶴・南川又線	27m	6,220m	小鶴字縄下田	南川又字離山	52.3%	52.3%
12	3・5・89	奥谷・長岡線	12m	3,300m	奥谷字上成沢	長岡字山の上	0%	100%
13	3・5・91	桜丘・小堤線	12m	1,300m	奥谷字諏訪神	小堤字薬師後	100%	100%
14	3・4・185	前田常井線	18m	5,060m	前田字谷田内	常井字北遠原	100%	100%
15	3・4・186	常井大戸線	17m	1,350m	常井字近藤前	大戸字二重堀道東	100%	100%
16	3・4・187	下郷大山原線	17m	1,420m	大戸字桜	大戸字二重堀	66.9%	100%
17	3・4・188	桜の郷中央通り線	17m	1,000m	大字近藤宮附	大戸字原ノ前	100%	100%

### 2 都市計画公園等の状況

令和3年3月31日現在

No.	名称	位置	面積 (㎡)	計画面積 (ha)	種別	市街・ 調整区域	開設年月日
1	茨城町運動公園	茨城町大字越安 1397 外	88,207	9.00	地区	調整	S56.6.1
2	奥谷公園	茨城町大字奥谷 1 外	18,117		近隣	調整	H6.4.13
3	長岡公園	茨城町大字長岡 166-1, 166-2	2,426		街区	市街化	H7.4.14
4	桜の郷中央公園	茨城町桜の郷 3263-21 外	18,318	2.00	近隣	市街化	H26.5.1
5	桜の郷みなみ台公園	茨城町桜の郷 3124-61, -70, -151	2,500		街区	市街化	H22.4.1

No.	名称	位置	面積 (㎡)	計画面積 (ha)	種別	市街・ 調整区域	開設年月日
6	桜の郷ひがし台公園	茨城町桜の郷 3337-4 外	2,500		街区	市街化	H28.9.16
7	桜の郷ひがし台第二公園	茨城町桜の郷 1997-5	2,128		街区	市街化	H29.12.1
8	桜の郷ふれあい広場	茨城町桜の郷 4548-1 外	3,270		街区	市街化	R3.3.15
合 計			137,466	11.00			

## 資料 16 上下水道の整備状況

### 1 上水道の配水状況等 (町給水区域)

事 項		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
行政区域内人口 (人)		32,483	32,154	31,856
給水区域内人口 (人)		31,830	31,501	31,203
給水人口 (人)		28,151	27,758	27,433
普及率 (%)		88.4	88.1	87.9
配水量	年間 (m <sup>3</sup> )	3,169,163	3,281,097	3,375,266
	1日平均 (m <sup>3</sup> )	9,756	8,965	9,247
有収水量	年間 (m <sup>3</sup> )	3,008,622	2,814,725	2,859,520
	1日平均 (m <sup>3</sup> )	8,243	7,691	7,834
有収率 (%)		89.0	85.8	84.7
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> )		11,129	10,443	10,250
最大稼働率 (%)		68.5	64.3	63.1
1人当1日平均給水量 (ℓ)		321	323	337
施設利用率 (%)		60.1	55.2	56.9
取水能力 (m <sup>3</sup> )		13,480	13,480	13,480
配水能力 (m <sup>3</sup> )		16,245	16,245	16,245
導送配水管延長 (m)		467,560	468,370	470,490

### 2 上水道施設等の状況

施設名称	所在地	合計面積 (m <sup>2</sup> )
北部浄水場	茨城町長岡 3924-2、3924-3	6941.00
南部浄水場	茨城町駒場 1284-1、1,284-2	1617.18
大戸配水場	茨城町大戸 2745-4、2747-3	1031.93
南部中継場	茨城町下座 732-6	1450.93

### 3 下水道の状況

(令和3年4月現在)

区分	事業認可済 面積・人口	区域の概略
公共 下水道	汚水 420.3ha (長岡・小鶴・奥谷・小提・桜の郷・ 大戸・前田・谷田部) 8,965人 雨水 74.45ha (小鶴・桜の郷)	市街化区域を含め周辺の主要な集落 を包括(長岡・前田・谷田部・小鶴・ 大戸・奥谷・小提・桜の郷等)
農業集落排水	汚水 317.9ha (飯沼地区・下石崎地区・潤沼南地区・ 逆川地区) 7,240人	公共下水道整備区域以外の農業振 興区域の農業集落(飯沼・上飯沼・下飯 沼・長洲・遠西・台・後谷・前谷・海老沢・ 宮ヶ崎・網掛・増山・坂東・鳥羽田・城之 内)

#### 4 下水道施設等の状況

施設名称	所在地
茨城町浄化センター	茨城町長岡 4898-1
小鶴排水機場	茨城町長岡 2527-1
小堤排水機場	茨城町小堤 1035
茨城中央工業団地専用水処理センター	茨城町中央工業団地 5-11
飯沼地区農業集落排水処理施設	茨城町上飯沼 372
下石崎地区農業集落排水処理施設	茨城町下石崎 3540
涸沼南地区農業集落排水処理施設	茨城町宮ヶ崎 339
逆川地区農業集落排水処理施設	茨城町鳥羽田 1846

資料 17 指定文化財の状況

No.	区分	種類	名称	所在地	管理者	指定年月日
1	国	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	鳥羽田 656(円福寺)	円福寺	T 4. 8. 10
2	国	天然記念物	大戸のサクラ	大戸 1539	町教育委員会	S 7. 7. 23
3	国	史跡	小幡北山埴輪製作遺跡	小幡 2735-45 ほか	町教育委員会	H 4. 1. 21
4	県	名勝	広 浦	下石崎 1651 ほか	茨城町	S 9. 11. 30
5	県	名勝	親 沢	上石崎 4144-4 ほか	茨城町	S 9. 11. 30
6	県	彫刻	木造阿弥陀如来三尊像	鳥羽田 656(円福寺)	円福寺	S37. 10. 24
7	県	絵画	絹本着色阿弥陀如来象	鳥羽田 656(円福寺)	円福寺	S37. 10. 24
8	県	彫刻	木造阿弥陀如来立像	下座 628(阿弥陀堂)	下座区	S42. 11. 24
9	県	建造物	木村家住宅	長岡 229-1	木村 睦	H26. 1. 27
10	町	天然記念物	神塚神社の椎の木	下石崎 2890(神塚神社境内)	神塚神社、氏子総代	S43. 8. 21
11	町	民俗資料	石造道標地藏尊	下石崎(神塚神社境内)	氏子総代	S44. 2. 27
12	町	史跡	飯沼城跡	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S45. 1. 12
13	町	史跡	勘十郎堀跡	城之内ほか	町教育委員会	S45. 1. 12
14	町	史跡	小幡城跡	小幡 1920 ほか	町教育委員会	S45. 1. 12
15	町	彫刻	勝軍地藏	小幡(愛宕神社)	愛宕神社、氏子総代	S45. 1. 12
16	町	建造物	穢跡金剛尊天堂	下土師 1343(慈雲寺境内)	慈雲寺	S46. 4. 16
17	町	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	小幡 1302(法円寺本堂内)	法円寺	S46. 4. 16
18	町	天然記念物	ギンタイカタハダアズマネザサ	下土師	下土師区	S46. 4. 16
19	町	考古資料	有角石斧	駒場 450	町教育委員会	S46. 4. 17
20	町	考古資料	墨書土器	駒場 450	町教育委員会	S46. 4. 17
21	町	考古資料	有頭石棒	越安	萩谷 操	S46. 4. 17
22	町	彫刻	阿弥陀如来三尊板碑	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S46. 4. 17
23	町	彫刻	穢跡金剛尊立像	下土師 1343(慈雲寺境内)	慈雲寺	S46. 4. 17
24	町	無形民俗文化財	ひよつとこ囃子	小幡(小幡八坂神社)	小幡ひよつとこ囃子保存会	S46. 9. 16
25	町	天然記念物	ヒヌマイトトンボ	涸沼沿岸	町教育委員会	S46. 9. 16
26	町	史跡	水戸浪士の毛塚	長岡 1227(楠公社境内)	長岡区	S49. 9. 14
27	町	天然記念物	イチョウ	野曾 879(鹿島神社境内)	鹿島神社氏子総代	S51. 1. 16
28	町	史跡	宝塚古墳	野曾 886-1	町教育委員会	S51. 1. 16
29	町	書跡	海老沢佐日出家文書	南島田 225	海老沢佐日出	S52. 5. 16
30	町	彫刻	木造如来形像(伝薬師如来)	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S52. 6. 10
31	町	考古資料	石 枕	駒場 450	町教育委員会	S58. 3. 31
32	町	工芸品	五輪塔	上飯沼 926(福性寺境内)	福性寺	S58. 8. 25
33	町	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	神宿 432(真昭寺境内)	真照寺	S59. 11. 22
34	町	彫刻	銅像菩薩形立像	駒場 450	町教育委員会	S60. 9. 12
35	町	史跡	上ノ山古墳	前田 1001 ほか	町教育委員会	S61. 3. 24
36	町	史跡	諏訪神社古墳群	木部 458 ほか	町教育委員会	H 3. 4. 19
37	町	史跡	栗山古墳群 (1号墳)	木部 598	郡司 亘	H 3. 4. 19
38	町	史跡	小幡北山埴輪製作遺跡 (B・C地区)	小幡 2735-23 ほか	平沢 武夫	H 4. 11. 17
39	町	史跡	木村家住宅	長岡 229-1	木村 睦	H 5. 2. 25
40	町	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	木部 1138(宝積寺境内)	宝積寺、氏子総代	H14. 7. 24
41	町	彫刻	木造毘沙門天立像	下座(阿弥陀堂)	下座区	H14. 7. 24
42	町	無形民俗文化財	秋葉ばやし	秋葉(二所神社)	秋葉囃子保存会	H16. 3. 15
43	町	彫刻	木造弥勒菩薩坐像	上石崎 1877-1	一心院	H18. 3. 17
44	町	彫刻	聖観世音菩薩立像	小幡 2563(観音堂内)	古宿区	H18. 10. 27
45	町	考古資料	大珠	駒場 450	町教育委員会	H21. 8. 21
46	町	考古資料	漆紙文書付須恵器	駒場 450	町教育委員会	H21. 8. 21
47	町	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	谷田部 708-3	谷田部区	H22. 6. 11
48	町	考古資料	人物埴輪武人埴輪楯持ち埴輪	駒場 450	町教育委員会	H22. 6. 11
49	町	無形民俗文化財	広浦あんばさま	下石崎	大杉神社氏子	H25. 4. 30

## 資料 18 報道機関の状況

### ■記者クラブ (17 社)

No	社 名	No	社 名	No	社 名
1	茨城新聞社	7	日本経済新聞社	13	TBS
2	朝日新聞社	8	時事通信社	14	日本テレビ
3	毎日新聞社	9	共同通信社	15	フジテレビ
4	読売新聞社	10	NHK	16	日本工業新聞社
5	産経新聞社	11	LuckyFM 茨城放送	17	日刊工業新聞社
6	東京新聞社	12	テレビ朝日		

### ■記者クラブ非加盟 (7 社)

No	社 名	No	社 名
1	日刊建設工業新聞社	5	日刊建設新聞
2	日刊建設通信新聞社	6	水戸コミュニティ放送 (株)
3	日本工業経済新聞社	7	常陽銀行
4	日本農業新聞		

資料 19 注意報・警報の種類と発表基準

令和7年5月29日現在  
発表官署 水戸地方気象台

茨城町	府県予報区	茨城県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	県央地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	130
	洪水	流域雨量指数基準	涸沼川流域=23.7, 涸沼前川流域=13.1	
		複合基準*1	—	
		指定河川洪水予報による基準	那珂川[水府橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雨	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	89	
	洪水	流域雨量指数基準	涸沼川流域=18.9, 涸沼前川流域=10.4	
		複合基準*1	涸沼川流域=(5, 13.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60%*2		
	なだれ			
	低温	夏季：最低気温 15℃以下が 2 日以上継続 冬季：最低気温 -7℃以下		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

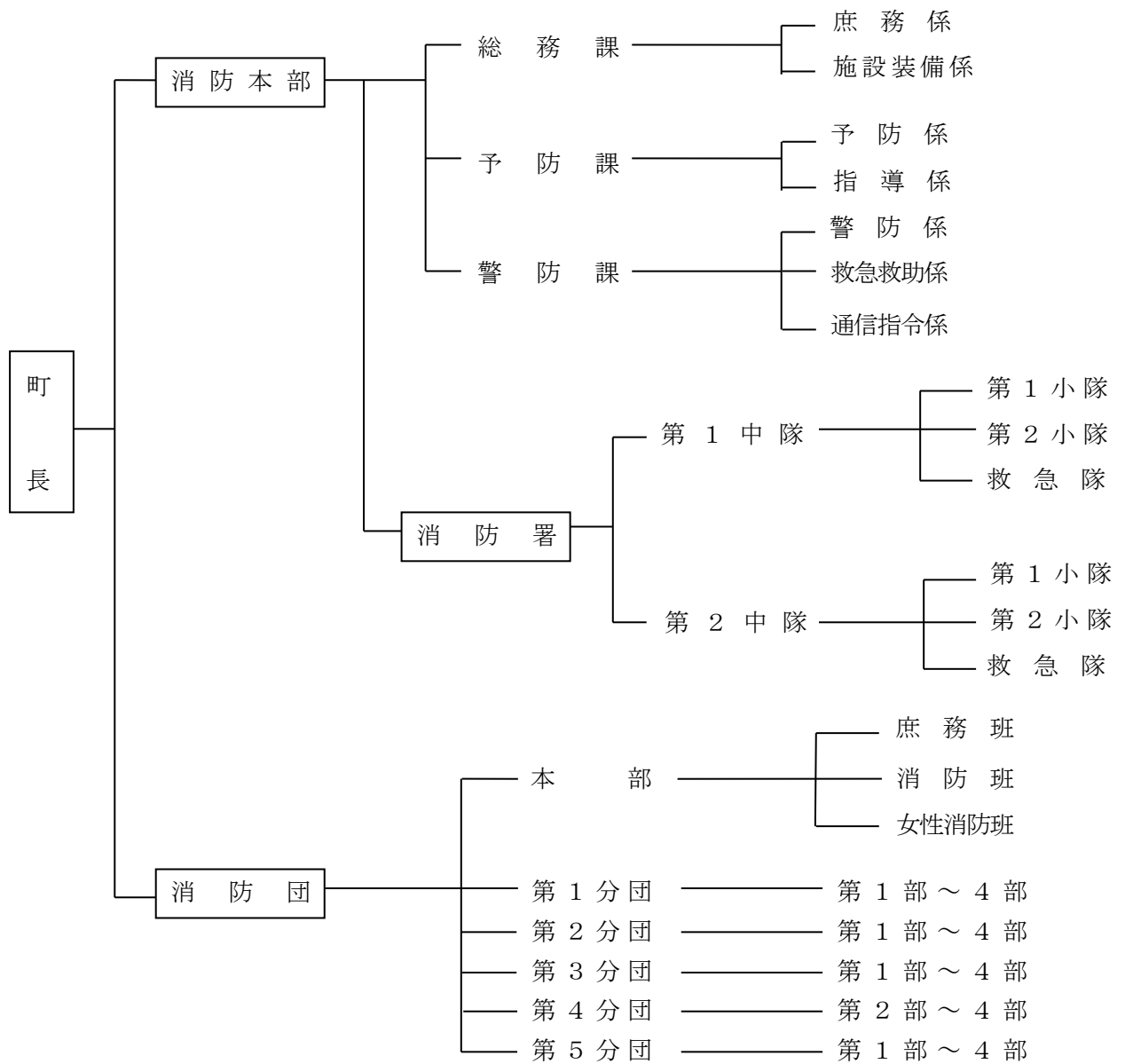
\*2 湿度は水戸地方気象台の値。

## 資料 20 気象庁震度階級

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

資料 21 消防組織及び消防団の状況

①消防組織



## ②消防団の状況

### (1) 消防団員定数及び実員

令和3年4月1日現在

階級 区分	団 長	副団長	分団長	副 分 長	部 長	班 長	団 員	機能別	計
定 数	1	2	11	9	20	40	202	10	295
実 員	1	2	8	12	20	40	202	10	289

### (2) 消防団員配置表

令和3年4月1日現在

階級 区分	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
本 部 (女性部)	1	2	5	6 (1)	(1)	(2)	(10)	14 (14)
第 1 分 団	第1部			1	1	2	9	50
	第2部				1	2	10	
	第3部				1	2	9	
	第4部				1	2	9	
第 2 分 団	第1部		1	1	1	2	10	54
	第2部				1	2	10	
	第3部				1	2	10	
	第4部				1	2	10	
第 3 分 団	第1部		1	1	1	2	10	54
	第2部				1	2	10	
	第3部				1	2	10	
	第4部				1	2	10	
第 4 分 団	第2部		1	1	1	2	10	41
	第3部				1	2	10	
	第4部				1	2	10	
第 5 分 団	第1部		1	1	1	2	9	52
	第2部				1	2	10	
	第3部				1	2	10	
	第4部				1	2	9	
機能別							10	10
合 計	1	2	9	12	20	40	205	289

### ③ 消防本部（署）の車両配置状況

種別 所属	車名	機装社名	年式	HP馬力	ポンプ型式	水槽	備考
消防本部	ニッサン キャラバン	茨城日産	H21	130			指令車
	ニッサン ADバン	茨城日産	H15	110			広報車
	ニッサン ADバン	水戸日産	H27	111			防災車
消防署	日野 レンジャー	モリタ	H20	225	A-2級 2段タービン	1,500 リットル	タンク車
	日野 デュトロ	モリタ	H29	136	A-2級 2段タービン	600 リットル	ポンプ車
	三菱 ファイター	モリタ	H13	220			救助工作車
	トヨタ ハイメディック	茨城 トヨタ	H28	151			高規格救急車
	トヨタ ハイメディック	茨城 トヨタ	H31	151			高規格救急車
	ニッサン パラメディック	茨城日産	R2	147			高規格救急車
	イズ エルフ	モリタ	H11	133			ポンプ車
	三菱 キャンター	三菱 ふそう	H24	150			クレーン付 トラック

### ④ 消防団の車両配置状況

種別 所属	車名	機装社名	年式	HP馬力	ポンプ型式	水槽	備考
第一分団	1 長岡	日野 デュトロ	モリタ	H20	150	A-2級 2段タービン	
	2 前田	日野 デュトロ	モリタ	H25	150	A-2級 2段タービン	
	3 常井	トヨタ ダイナ	モリタ	H26	144	B-2級 1段タービン	
	4 小鶴	イズ エルフ	モリタ	H14	140	A-2級 2段タービン	
第二分団	1 下土師	日野 デュトロ	モリタ	H22	150	A-2級 2段タービン	
	2 野曾	日野 デュトロ	モリタ	H27	150	A-2級 2段タービン	
	3 南川又	日野 デュトロ	モリタ	H29	150	A-2級 2段タービン	
	4 奥谷	トヨタ ダイナ	モリタ	H26	144	B-2級 1段タービン	
第三分団	1 秋葉	イズ エルフ	モリタ	H14	140	A-2級 2段タービン	
	2 鳥羽田	日野 デュトロ	モリタ	H20	150	A-2級 2段タービン	
	3 小幡	日野 デュトロ	モリタ	H29	150	A-2級 2段タービン	
	4 下雨谷	トヨタ ダイナ	GMいちほら	H28	144	B-2級 1段タービン	

所属		種別	車名	機装社名	年式	HP 馬力	ポンプ型式	水槽	備考
第四分団	2	駒場	イスズフ エ	シバウラ	H16	100	B - 2 級 1段タービン		
	3	宮ヶ崎	日野 デュトロ	モリタ	H21	150	A - 2 級 2段タービン		
	4	海老沢	イスズフ エ	モリタ	H10	140	A - 2 級 2段タービン		
第五分団	1	中石崎	日野 デュトロ	モリタ	H24	150	A - 2 級 2段タービン		
	2	上石崎	イスズフ エ	シバウラ	H16	100	B - 2 級 1段タービン		
	3	下石崎	日野 デュトロ	モリタ	H29	150	A - 2 級 2段タービン		
	4	若官	トヨ ダイナ	モリタ	R3	144	A - 2 級 2段タービン		

資料 22 危険物貯蔵取扱施設、水防水利及び防火対象物の状況

①危険物貯蔵取扱施設の状況

令和3年4月1日現在

製造所等の別 数量の別	合 計	製 造 所	貯 蔵 所						取 扱 所					
			屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	移 送	一 般
総 計	132		23	14		24		17	3	36				15
5 倍以下	54		12	6		12		16	1	1				6
5～ 10 倍	19		4	2		5			1	1				6
10～ 50 倍	30		2	5		7		1	1	11				3
50～ 100 倍	11		1							10				
100～ 150 倍	9		4							5				
150～ 200 倍	2			1						1				
200～1000 倍	7									7				

②消防水利の状況

種別	消火栓	貯水槽	プール	溜 沼	河 川	湖水池	計
長岡地区	203 (140)	140 (91)	2	0	0	0	345 (231)
川根地区	157 (101)	129 (76)	3	0	0	2	291 (177)
上野合地区	143 (83)	104 (47)	1	0	1	0	249 (130)
沼前地区	105 (60)	85 (31)	1	0	0	0	191 (91)
石崎地区	85 (46)	80 (46)	2	2	1	0	170 (81)
計	693 (430)	530 (280)	9	2	2	2	1246 (710)

※上段は水利の総数、( ) 内数字は基準数

③ 防火対象物の状況

用途別	区分	法 第 8 条 該 当 防 火 対 象 物 数	消防用設備等 を必要とする 防火対象物数
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場		
	ロ 公会堂、集会場	39	40
(2)	イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ		
	ロ 遊技場、ダンスホール	3	3
	ハ 性風俗関連特殊営業店舗等		
	ニ カラオケボックス、個室ビデオ店等		
(3)	イ 待合、料理店	1	1
	ロ 飲食店	6	13

(4)		百貨店、マーケット、その他物品販売店舗	36	52
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所	4	8
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	3	87
(6)	イ	病院、診療所、助産所	12	19
	ロ	老人福祉施設、有料老人ホーム、児童福祉施設	20	27
	ハ	老人デイサービスセンター、保育所等	12	31
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	5	7
(7)		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学	9	46
(8)		図書館、博物館、美術館		
(9)	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場	1	1
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
(10)		車両の停車場、船舶又は航空機の発着場		
(11)		神社、寺院、教会	1	1
(12)	イ	工場、作業場	17	185
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)	イ	自動車車庫、駐車場		21
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)		倉庫	5	140
(15)		前各項に該当しない事業場	21	188
(16)	イ	特定防火対象物の用途が存する複合用途防火対象物	8	18
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	2	7
(16の2)		地下街		
(16の3)		準地下街		
(17)		重要文化財、史跡等の建造物		
(18)		延長50m以上のアーケード		
(19)		市町村長の指定する山林		
(20)		自治省で定める舟庫		
合 計			205	895

資料 23 消防応援部隊一覧表

令和3年4月1日現在

出動区域 出動区域		出場区分		特 殊 災 害		
		一 般 災 害		救 急 隊		特殊隊
		消 防 隊		第 1 体制	第 2 体制	第 1 体制
茨城町	水 戸 市	2 隊	1 隊	2 隊	1 隊	2 隊
	笠 間 市	2 隊	1 隊	2 隊		1 隊
	小 美 玉 市	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊	
	大 洗 町	1 隊		1 隊		
	鹿 行 広 域	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊
	石 岡 市	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊	1 隊
	ひたちなか・東海	1 隊	1 隊	1 隊		1 隊
	那 珂 市	1 隊		1 隊		1 隊
	かすみがうら市	1 隊	1 隊		1 隊	
	土 浦 市	1 隊	1 隊		2 隊	1 隊
	つ く ば 市	1 隊	2 隊		1 隊	1 隊
	筑 西 広 域		2 隊			
	鹿 島 地 方		1 隊			
合 計		13 隊	13 隊	10 隊	8 隊	9 隊

※ 特殊隊とは、〈梯子車、スノーケル車、化学車、救助工作車、照明車等〉を言う。

## 資料 24 災害派遣部隊受け入れ場所等

### 1 集結場所

受け入れ方面	進路側	集結場所	責任者
千葉県側 東京都	6号国道	茨城県立茨城東高等学校	警防課長
埼玉県側			
栃木県側 群馬県		茨城町長岡字矢頭国道下り線上	
福島県側			

### 2 炊飯所一覧表

名称	住所・電話番号
茨城町消防署	茨城町小堤 1736-5      ☎292-1515
茨城県立茨城東高等学校	茨城町小幡 2524      ☎292-6245
茨城県立消防学校	茨城町長岡 4068      ☎292-5981

### 3 宿泊可能場所

名称	住所・電話番号	収容可能人数
茨城県立茨城東高等学校	茨城町小幡 2524      ☎292-6245	60名
茨城県立消防学校	茨城町長岡 4068      ☎292-5981	250名

資料 25 消防情報連絡窓口

都 道 府 県	昼	連 絡 窓 口	電 話 番 号	電 話 F A X	防 災 F A X
	夜				
茨 城 県	昼	消防安全課	029-301-2896	029-301-2887	100-2887
	夜	防災・危機管理課	029-301-2885	029-301-2898	100-2898

消防機関名	昼	連絡窓口	電話番号	電話FAX	防災電話	防災FAX
	夜					
水戸市消防局	昼	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8450
	夜	消防救助課	029-221-0111	029-221-0147	008-510-8402	008-510-8450
日立市消防本部	昼	指令室	0294-24-0119	0294-22-0119	008-820-8400	008-820-8450
	夜	指令室	0294-24-0119	0294-22-0119	008-820-8400	008-820-8450
土浦市消防本部	昼	警防救急課	029-821-0119	029-826-3267	008-530-8400	008-530-8450
	夜	土浦消防署	029-821-0119	029-826-3267	008-530-8400	008-530-8450
石岡市消防本部	昼	警防課	0299-23-0119	0299-24-1710	008-540-8400	008-540-8450
	夜	情報通信係	0299-23-0119	0299-24-1710	008-540-8400	008-540-8450
常陸太田市消防本部	昼	消防課	0294-73-0119	0294-72-3713	008-550-8401	008-550-8450
	夜	南消防署	0294-73-0119	0294-72-3713	008-550-8400	008-550-8450
高萩市消防本部	昼	警 防 課	0293-22-0119	0293-24-3043	008-560-8400	008-560-8450
	夜	通信指令室	0293-22-0119	0293-24-3031	008-560-8400	008-560-8450
北茨城市消防本部	昼	警 防 課	0293-42-7143	0293-43-2690	008-565-8400	008-565-8450
	夜	通信指令室	0293-42-0119	0293-42-0163	008-565-8400	008-565-8450
笠間市消防本部	昼	情報通信室	0296-73-0119	0296-72-9913	008-570-8400	008-570-8400
	夜	情報通信室	0296-73-0119	0296-72-9913	008-570-8400	008-570-8400
取手市消防本部	昼	通信室	0297-74-0119	0297-74-1478	008-580-8400	008-580-8450
	夜	通信室	0297-74-0119	0297-74-1478	008-580-8400	008-580-8450
つくば市消防本部	昼	警防課	029-851-2042	029-851-0091	008-810-8400	008-810-8450
	夜	消防指令課	029-851-0119	029-851-0138	008-810-8400	008-810-8450
常陸大宮市消防本部	昼	警 防 課	0295-54-0119	0295-53-2043	008-590-8400	008-590-8450
	夜	警 防 課	0295-54-0119	0295-53-2043	008-590-8400	008-590-8450
那珂市消防本部	昼	警防課	029-295-2115	029-295-4663	008-595-8400	008-595-8450
	夜	情報管理室	029-295-2111	029-295-5399	008-595-8400	008-595-8450
かすみがうら市消防本部	昼	警 防 課	0299-59-0119	0299-59-5118	008-600-8400	008-600-8450
	夜	警 防 課	0299-59-0119	0299-59-5118	008-600-8400	008-600-8450
小美玉市消防本部	昼	警 防 課	0299-58-4541	0299-58-1190	008-605-8400	008-605-8450
	夜	警 防 課	0299-58-4611	0299-58-1190	008-605-8400	008-605-8450
茨城町消防本部	昼	消 防 署	029-292-1515	029-292-8664	008-610-8400	008-610-8450
	夜	消 防 署	029-292-1515	029-292-8664	008-610-8400	008-610-8450
大洗町消防本部	昼	通信指令室	029-266-1119	029-266-1776	008-615-8400	008-615-8450
	夜	通信指令室	029-266-1119	029-266-1776	008-615-8400	008-615-8450

消 防 機 関 名	昼	連 絡 窓 口	電 話 番 号	電 話 F A X	防 災 電 話	防 災 F A X
	夜					
大子町消防本部	昼	警 防 課	0295-72-0119	0295-72-5443	008-620-8400	008-620-8450
	夜	通 信 指 令 室	0295-72-0119	0295-72-0199	008-620-8400	008-620-8450
茨城西南（組） 消防本部	昼	消 防 救 助 課	0280-47-0135	0280-47-0075	008-630-8400	008-630-8450
	夜	消 防 救 助 課	0280-47-0135	0280-47-0075	008-630-8400	008-630-8450
筑西広域（組） 消防本部	昼	警 防 課	0296-24-4104	0296-24-5444	008-650-8400	008-650-8450
	夜	管 理 統 制 課	0296-20-0119	0296-24-5827	008-650-8400	008-650-8450
常総地方（組） 消防本部	昼	警 防 課	0297-23-0119	0297-22-3573	008-670-8400	008-670-8450
	夜	警 防 課	0297-23-0119	0297-22-3573	008-670-8450	008-670-8450
鹿行広域（組） 消防本部	昼	指 揮 情 報 室	0291-34-9119	0291-33-4119	008-680-8450	008-680-8450
	夜	指 揮 情 報 室	0291-34-9119	0291-33-4119	008-680-8450	008-680-8450
稲敷地方（組） 消防本部	昼	通 信 指 令 課	0297-64-0123	0297-64-1241	008-830-8450	008-830-8450
	夜	通 信 指 令 課	0297-64-0123	0297-64-1241	008-830-8450	008-830-8450
鹿島地方（組） 消防本部	昼	警 防 課	0299-96-0119	0299-97-0119	008-690-8450	008-690-8450
	夜	警 防 課	0299-96-0119	0299-97-0119	008-690-8450	008-690-8450
ひたちなか・東海 広域（組）消防本部	昼	通 信 指 令 課	029-273-0211	029-275-0090	008-840-8450	008-840-8450
	夜	通 信 指 令 課	029-273-0211	029-275-0090	008-840-8450	008-840-8450

※ 夜は休日の昼も含む

## 資料 26 被害の分類認定基準

人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

(1) 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したものまたは遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込みのものとする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「大規模半壊」とは、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

エ 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

オ 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、また砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の

- 施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ク 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- ケ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。
- コ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。  
ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50 立方mを超えと思われるものは報告するものとする。
- サ 「清掃施設」とは、ごみ処理および屎処理施設とする。
- シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。
- ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- タ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- チ 「ガス」とは、ガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。ツ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- テ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ト 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- ナ 「火災発生」とについては、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

#### (5) 被害金額

- ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- オ 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- カ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- キ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- ク 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- ケ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
- コ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料 27 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項関係)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内  高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上。 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)／泊・人以内とするが、これよりがたい場合は茨城県及び内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内  高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において、建物の使用謝金及び光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、茨城県及び内閣府と協議すること。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規格 応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費その他の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型応急住宅に準じる。																																					
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事ができない者	1日1人当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	1 費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,390円以内。 2 食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とする。 2 輸送費、人件費は別途計上。																																					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上に必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬期(10月～3月)の期別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行う。 ア 被服、寝具及び身のまわり品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料 2 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。																																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人以上 1人増す 毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流出</td> <td>夏</td> <td>20,300</td> <td>26,100</td> <td>38,700</td> <td>46,200</td> <td>58,500</td> <td>8,500</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>33,700</td> <td>43,500</td> <td>60,600</td> <td>70,900</td> <td>89,300</td> <td>12,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,700</td> <td>8,900</td> <td>13,400</td> <td>16,300</td> <td>20,500</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,700</td> <td>14,000</td> <td>19,900</td> <td>23,600</td> <td>29,800</td> <td>3,900</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増す 毎に加算	全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
区分	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増す 毎に加算																																			
全壊 全焼 流出	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500																																		
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300																																		
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900																																		
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900																																		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上。																																					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助産	災害発生の日以前または以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失つた者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	1 助産は、次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 2 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索として取り扱う。 3 輸送費、人件費は別途計上。
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。 ア 左記の者に対する情報の把握 イ 左記の者からの相談対応 ウ 左記の者に対する避難生活上の支援 エ 左記の者の避難所への誘導 オ 福祉避難所の設置 2 費用は、上記アからエまでの場合は、消耗機材費又は器物の使用謝金等とし、上記オの場合は、消耗機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金等、光熱水費及び仮設便所等の設置費とする。
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住宅が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊(焼)した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ア 大規模半壊、中規模半壊または半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 イ 半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、若しくは正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額。 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 232,200 円以内 小人 (12 歳未満) 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 埋葬は、次の範囲内において、現物をもって支給する。 ア 棺 (付属品を含む) イ 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。) ウ 骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 2 輸送費、人件費は、別途計上。 3 災害発生 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く) をする	1 洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,700 円以内 2 一時保存 ア 既存建物借上費 通常の実費 イ 既存建物以外 1 体当たり 5,900 円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金以内	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班。 2 遺体の一時保存以外において、輸送費、人件費は、別途計上。 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では除去することができない者	1 世帯当たり 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費とする。
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者(法第 4 条第 2 項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食品の供与及び飲料水の供給 6 死体の搜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者(法第4条第2項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食品の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ○避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ○避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 日当 1人1日当たり ア 医師、歯科医師 23,000円以内 イ 薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士及び歯科技工士 16,400円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,100円以内 エ 救急救命士 15,600円以内 オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理士、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第3条第1項に規定する相談支援専門員、土木技術及び建築技術者 16,200円以内 カ 大工 29,300円以内 キ 左官 30,400円以内 ク とび業 29,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																					
		2 時間外勤務手当 職種ごとに上記アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 3 旅費 職種ごとに上記アからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、職員の旅費に関する条例(昭和28年茨城県条例第56号)に定める額以内とする。																							
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	各年度において、災害救助費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記アからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施か認められる期間以内及 産する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む																					
<table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>3,000万円以下の部分の金額</td> <td>100分の10</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額</td> <td>100分の9</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>6,000万円を超え1億円以下の部分の金額</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>1億円を超え2億円以下の部分の金額</td> <td>100分の7</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>2億円を超え3億円以下の部分の金額</td> <td>100分の6</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>3億円を超え5億円以下の部分の金額</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>5億円を超える部分の金額</td> <td>100分の4</td> </tr> </table>					ア	3,000万円以下の部分の金額	100分の10	イ	3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額	100分の9	ウ	6,000万円を超え1億円以下の部分の金額	100分の8	エ	1億円を超え2億円以下の部分の金額	100分の7	オ	2億円を超え3億円以下の部分の金額	100分の6	カ	3億円を超え5億円以下の部分の金額	100分の5	キ	5億円を超える部分の金額	100分の4
ア	3,000万円以下の部分の金額	100分の10																							
イ	3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額	100分の9																							
ウ	6,000万円を超え1億円以下の部分の金額	100分の8																							
エ	1億円を超え2億円以下の部分の金額	100分の7																							
オ	2億円を超え3億円以下の部分の金額	100分の6																							
カ	3億円を超え5億円以下の部分の金額	100分の5																							
キ	5億円を超える部分の金額	100分の4																							

## 資料28 茨城県震災建築物応急危険度判定要綱

茨城県土木部都市局建築指導課

### 第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、茨城県民の安全の確保を図るため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

#### (1) 震災建築物応急危険度判定

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、県民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。以下、単に「判定」という。

#### (2) 応急危険度判定士

前号の判定業務に従事するものとして知事が認める定める者をいう。以下、単に「判定士」という。なお「判定士等」という場合は、判定士と次号の判定コーディネーターの両方を意味する。

#### (3) 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施班、判定支援班及び災害対策本部と判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。以下、単に「判定コーディネーター」という。

#### (4) 判定実施班

応急危険度判定実施班を略して単に「判定実施班」という。判定実施班は、被災市町村の災害対策本部の下に組織される応急危険度判定を実施するための部署をいう。

#### (5) 判定支援班

応急危険度判定支援班を略して単に「判定支援班」という。判定支援班は、茨城県災害対策本部の土木部に設置される市町村における震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施を支援するための部署をいう。

### 第3 判定の実施

1 判定の実施主体となるのは原則として被災した各市町村である。つまり、大規模地震が発生した場合、被災市町村の災害対策本部長は、被害情報を基に判定を所管する部署の長の意見を聞き、必要と判断した場合に判定が実施される。

2 県内の各市町村においては、地域防災計画にその旨記載するとともに、震前から被害情報の収集や判定実施の判断について準備しておく。

### 第4 判定実施の決定

1 判定の実施を決定するのは、被災市町村の災害対策本部長とする。被災市町村の災害対策本部長は、判定実施の可否を判断するため、判定を所管する部署の長に対して、被害状況の説明を求めるものとする。

2 被災市町村の判定を所管する部署の長は、予め定められた震度以上の地震が発生した場合、予め定められた情報源より被害情報を収集し、資料作成を行った上で、災害対策本部長に判定実施の可否を具申する。

3 判定実施決定の対象とする地震の震度については、各市町村の地域防災計画において定める。なお、県においては「震度5強」を基本的な基準と考えており、これを基に市町村の実状に応じて設定することとする。

4 各市町村は、予め判定を所管する部署を決定し、これを地域防災計画内に明示しておくこととする。

5 判定を所管する部署の長が作成すべき資料とは、収集した情報の整理、及び災害情報の通報者からの聴取内容、判定指標とする建築物の損壊状況等を整理したものとする。

6 被災市町村の災害対策本部長は、判定を所管する部署の長が作成した資料より、判定が必要と判断した場合には、直ちに判定実施を宣言する。

7 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を宣言したのち、直ちに知事（県災害対策本部長）に対して判定の実施決定を連絡（様式第1号）する。

#### 第5 判定実施班の設置

1 被災市町村の災害対策本部長は、判定の実施を決定したのち、速やかに災害対策本部の下に判定実施班を設置する。

2 判定実施班の長は、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定拠点（以下、「判定拠点」という。）を設置する。判定拠点の設置場所については、判定実施班の位置、被害規模、輸送路、判定用資機材の調達のしやすさ、判定士の人数等に鑑みて、地域の実状に応じて決定する。

3 判定実施班の長は、判定の実施及びこれに関する情報を、マスコミ等の協力を得ることで、管内の被災者に対して周知する。

4 周知すべき情報内容としては、判定開始日時、実施予定期間、実施予定区域、問い合わせ窓口等とする。

#### 第6 判定実施に関わる県と市町村との連絡等

1 被災市町村の判定実施班の長は、判定の実施の決定及び判定拠点の設置を行った場合、速やかに県（土木部都市局建築指導課）に連絡（様式第2号）する。

2 県は、被災市町村の判定実施班、判定拠点いずれの設置場所についても情報を把握し、それぞれと直接情報交換することを可能とする。

#### 第7 判定実施区域、対象建築物等の決定基準

1 判定実施班は、収集した被害状況に基づいて、地震の規模及び被災範囲を推定し、判定を実施する区域を決定する。

2 判定実施班は、判定実施区域を決定するにあたり、すでに収集した情報では不十分と判断される場合は、予め特定の判定士を指名しておき、これらの協力を仰ぐことで情報収集を進めるものとする。

3 判定実施区域の決定は、こうした被災情報に加えて、震前における地震被害想定調査、地域別建築物状況等から総合的に判断する。

4 判定実施班は、判定の実施にあたり、判定の対象とする建築物を決定する。

5 判定対象建築物の要件は、各市町村の実状に応じて、地域防災計画内において規定しておくこととする。

#### 第8 判定士・判定コーディネーター等の確保、判定の実施体制

1 判定実施班は、設定した判定対象区域内において、判定の対象となる建築物の棟数を推計する。

2 判定対象建築物棟数の推計にあたっては、震前における地震被害想定調査、地域防災計画における被害想定等を参考として、算出するものとする。

3 県においては、原則として地震被害想定調査において中破以上となる建築物を判定対象建築物と考えており、これらの合計をもって判定対象建築物棟数としている。これらを参考として、各市町村において判定対象建築物棟数を算出することとする。

4 判定実施班は、推計した判定対象建築物棟数をもって、必要となる判定士の数、及び判定コーディネーターの数を算出する。

5 被災市町村の災害対策本部長は、算出した必要判定士数をもって、知事（県災害対策本部長）に対して判定士の派遣要請（様式第3号）を行う。また、市町村内の判定コーディネーターでは不足すると考えられる場合には、判定コーディネーターの派遣要請（様式第3号）も合わせて行うこととする。

6 判定士及び判定コーディネーターの派遣要請を受けた知事は、判定支援班に対し指示を出し、判定実施の支援をする。

7 判定実施班の長は、判定支援班の長に対して、必要となる判定士数、判定コーディネーター数を連絡するとともに、現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を連絡（様式第4号）する。

8 判定支援班の長は、速やかに、予め定められた連絡網を使用して県下の判定士に対して参集要請を行い、判定実施班の長から指示された現地参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間等の連絡事項を伝える。

## 第9 他の都道府県等に対する支援要請

- 1 被災時に判定実施班の長より支援要請を受けた判定支援班の長は、県において養成・登録した判定士のうち、参集可能な判定士の数を予測し、必要数と比較して不足すると判断した場合は、国土交通省及び10都県被災建築物応急危険度判定協議会（代表幹事都県）に対して支援を要請（様式第5号）する。
- 2 支援要請については、予め定められた連絡網を使用して行う。また、判定士のほか、判定コーディネーター、判定用資機材、判定実施班業務にあたる行政職員等の派遣要請等を行う場合についても、同様に行うこととする。
- 3 判定支援班は、他都道府県からの応援判定士、応援判定コーディネーター、行政職員等の名簿を受け取るとともに、判定用資機材のリストを受け取る。
- 4 他の都道府県からの応援判定士・応援判定コーディネーター等の食事・宿泊場所等の確保については、判定実施班が行う。ただし、判定実施班において確保できない場合は、判定支援班に協力を要請するものとする。

## 第10 判定の方法

- 1 判定コーディネーターは、各グループのグループ長・副グループ長に対して、判定用資機材を提供するとともに、被災地の状況や判定方法等についてガイダンスを行う。
- 2 各グループ長・副グループ長は、各グループの判定士に対して判定用資機材を配布するとともに、判定コーディネーターから指示された内容を伝える。
- 3 各判定士は、判定実施班が用意した輸送手段を使用して、担当の判定地区に移動し、判定業務に従事する。
- 4 判定士は、判定作業を行う際、必ず応急危険度判定士認定証を携帯するとともに、腕章等を身につけ、判定士として識別できるようにしておく。
- 5 判定は、2人1組にて行う。
- 6 他都道府県における判定作業の場合は、他都道府県の判定実施の部署の指示に従うものとする。
- 7 判定作業においては、判定コーディネーターより配布された判定調査表を使用して作業を行う。

## 第11 判定結果の表示

- 1 判定士は、各建築物の判定終了後、その判定結果に基づいて当該建築物の出入口等見やすい場所に判定ステッカー（「危険」「要注意」「調査済」の3種類）を貼ることとする。
- 2 判定士は、判定ステッカーの所定の欄に、判定結果に基づく対処方法について、簡単な説明を必ず記載することとする。
- 3 判定士が判定ステッカーを貼る場所は、建築物所有者・利用者だけでなく、当該建築物付近を通行する歩行者にも識別可能な場所とし、必要に応じ複数箇所に貼ることとする。

## 第12 判定士等の輸送、宿泊所等の手配

- 1 1次参集場所から判定実施班もしくは判定拠点への判定士・判定コーディネーター等の輸送については、判定実施班が作成する判定実施計画に基づいて判定支援班が行う。
- 2 判定実施班もしくは判定拠点から被災地までの判定士等の輸送、及び判定士等の宿泊所、食事等の手配については、判定実施班が行う。
- 3 判定実施班において、宿泊所、食事等の準備が出来ないものについては、判定支援班に協力を要請するものとする。

## 第13 判定士等の養成、登録

- 1 県は、次の各号のいずれかに該当する者（県内に在住又は在勤する者に限る。）を対象に、応急危険度判定業務に関する講習会を開催する。
  - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
  - (2) 建築基準法施行規則第4条の20第1項に規定する特殊建築物等調査資格者（同項第3号に掲げる者を除く。）
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、茨城県知事が適当と認めた者

- 2 県は、前項で規定する講習会を受講した者のうち、認定を希望する者を対象に、判定士として認定を行い、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定証を交付するとともに判定士として茨城県震災建築物応急危険度判定士台帳に登録を行う。
- 3 県は、判定を円滑に実施するため、県及び県内市町村の行政職員等からなる判定コーディネーターを予め養成する。
- 4 上記各項以外の判定士の養成・登録の詳細については、茨城県震災建築物応急危険度判定士認定要綱による。

#### 第14 判定用資機材の調達、備蓄

- 1 判定用資機材については、被災した市町村が判定実施計画内において定めるものとし原則として判定実施班が調達を行う。
- 2 判定実施班は、判定用資機材の保管場所の被災、もしくは交通途絶等により使用不可能となった資機材の量等を算出し、自力にて調達可能な資機材リストを作成する。
- 3 判定実施班は、判定の実施のために必要な資機材が不足すると判断した場合は、不足する資機材の種類・数量等を判定支援班に対して連絡する。
- 4 判定実施班から判定用資機材の不足に関する連絡を受けた判定支援班は、県の備蓄リスト、及び県内各市町村の備蓄リストから不足分を調達するよう手配する。
- 5 判定支援班は、県内の各市町村の備蓄する判定用資機材だけでは不足する等の事情により、他都道府県から判定用資機材の調達が必要であると判断した場合は、他都道府県に対して判定用資機材の提供を依頼する。
- 6 県は、県内の市町村と協力して、判定活動に必要な判定用資機材の備蓄を行うこととする。なお、備蓄すべき判定用資機材の詳細については、別紙「判定用資機材一覧表」にて定める。
- 7 県が備蓄する判定用資機材は、必要に応じて県の出先機関（建築指導課）に分散して備蓄する。

#### 第15 他の被災都道府県に対する支援

県においては、大規模災害発生時、県自身が他都道府県に対して支援要請を行う可能性があること、また他被災都道府県から判定に関する応援要請が行われる可能性があることを想定して、相互の支援体制を確立しておく。

#### 第16 建築関係団体等の協力

(社)茨城県建築士会、(社)茨城県建築士事務所協会等の建築関係団体等は、県及び市町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに判定士の確保等必要な協力を行なうものとする。

#### 第17 判定活動における補償

県は、市町村と協力して、民間の判定士が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、民間の判定士を対象として、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度」に加入し、これを適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年12月1日より適用する。

#### 附 則

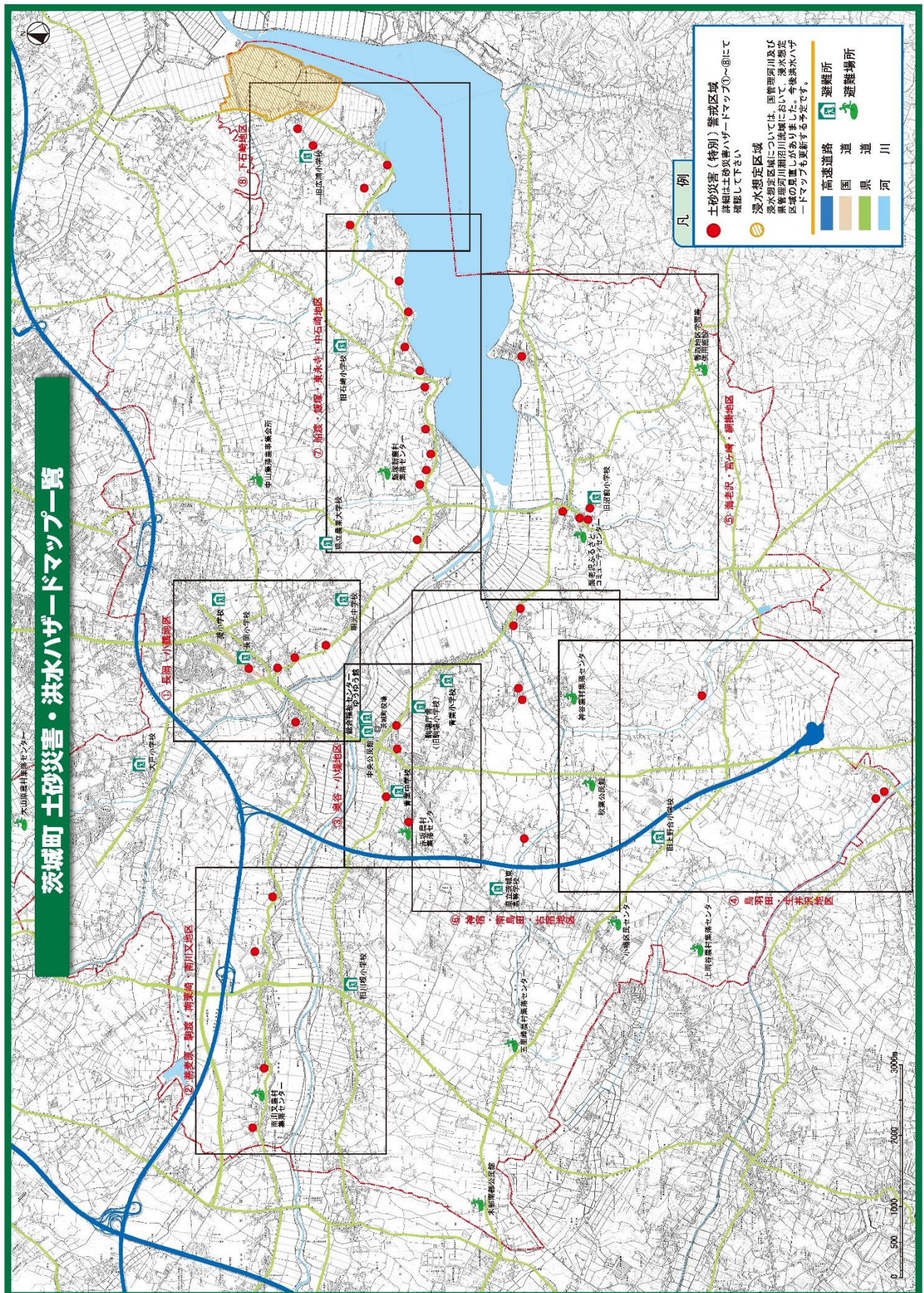
この要綱は、平成24年6月6日より適用する

#### 附 則

この要綱は、平成25年2月25日より適用する

資料29 ハザードマップ（土砂災害・洪水）

【土砂災害ハザードマップ】



# 茨城県 土砂災害ハザードマップ

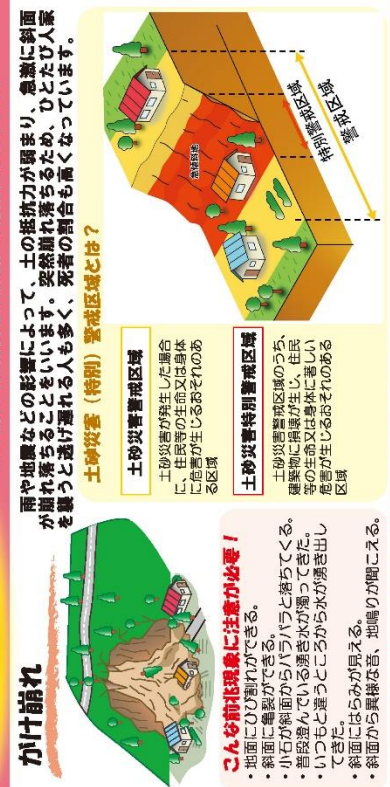
## Ibaraki town Sediment disaster Hazard map

この土砂災害ハザードマップは、地域の住民の方々が安全に避難できることを目的に、被害の想定される区域と災害の内容、さらに避難場所や避難経路などの情報を地図上に明示したものです。

※黒色がない地域でも、状況によっては被災することがありますので注意してください。

※主な避難経路は、主要幹線道路に設定しておりますので、中には土砂災害警戒区域を通行する経路があります。必要に応じ、その他の経路設定や、使用する場合は十分注意することなど、家族で相談しましょう。

土砂災害は以下の3種類に分けられますが、茨城県では、**がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）**の危険性があります。



山や谷の土砂や岩石などが、梅雨や台風などの大雨、集中豪雨によって水と一体となり、一気に下流へと押し流されるものをいいます。



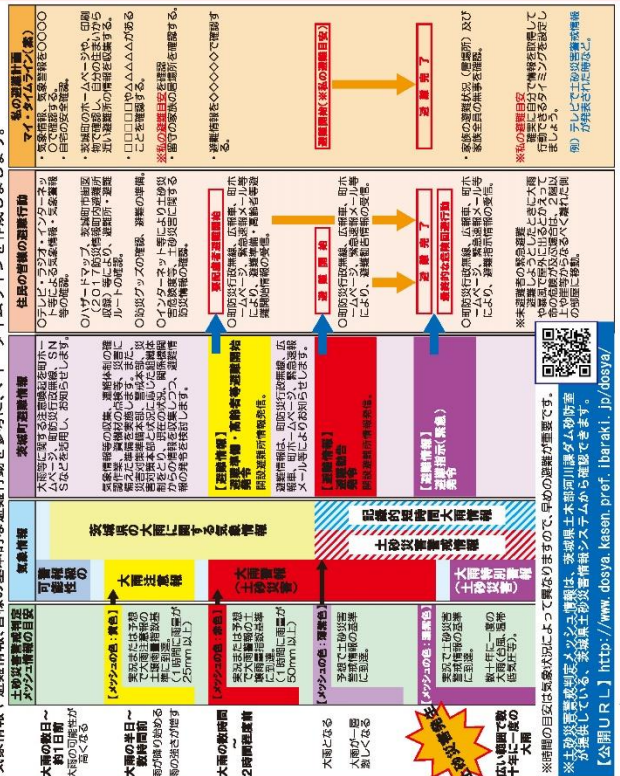
土砂災害の前兆現象や避難指示等に注意を払い、危険を感じたら早めに避難してください。

災害に備えて

- 1 避難の危険箇所と避難場所を事前に確認し、避難経路を確認しましょう。
- 2 雨が強く降ってきたら、テレビ、ラジオ、ホームページなどにより気象、雨量、警報などの情報を入手しましょう。
- 3 災害に備え非常用備品を準備しましょう。また、避難時の荷物には最小限にしましょう。

お問い合わせ  
茨城県 茨城郡茨城町小袋1080  
電話：FAX番号 TEL: 029-292-1111 FAX: 029-292-9148  
2018年9月発行

# 土砂災害に備える自身の避難計画（マイ・タイムライン）



【公開URL】 <http://www.dosya.kasen.pref.ibaraki.jp/dosya/>

【お問合せ先】  
茨城県 茨城郡茨城町小袋1080  
電話：FAX番号 TEL: 029-292-1111 FAX: 029-292-9148

**火災・救急車** (雨音なし) 119  
茨城消防本部 029-292-1515  
警察署 茨城地区交番 029-291-0110

**警察への連絡** (雨音なし) 110  
茨城がたマニセンター (雨音なし) 113  
NTT (故障係) 029-291-0110

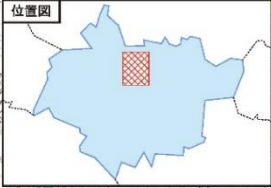
**災害用伝言ダイヤル** 1717  
災害用伝言ダイヤルは、災害発生時に携帯電話で通話できずとも、災害用伝言ダイヤル1717をダイヤルすると、災害用伝言ダイヤルを通じて、家族や近所の人に連絡することができます。

**災害用伝言ダイヤル** 1717  
災害用伝言ダイヤルは、災害発生時に携帯電話で通話できずとも、災害用伝言ダイヤル1717をダイヤルすると、災害用伝言ダイヤルを通じて、家族や近所の人に連絡することができます。

**災害用伝言ダイヤル** 1717  
災害用伝言ダイヤルは、災害発生時に携帯電話で通話できずとも、災害用伝言ダイヤル1717をダイヤルすると、災害用伝言ダイヤルを通じて、家族や近所の人に連絡することができます。

# ① 長岡・小鶴地区

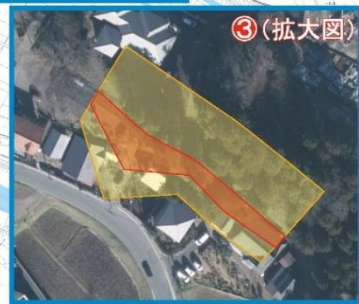
位置図



凡 例

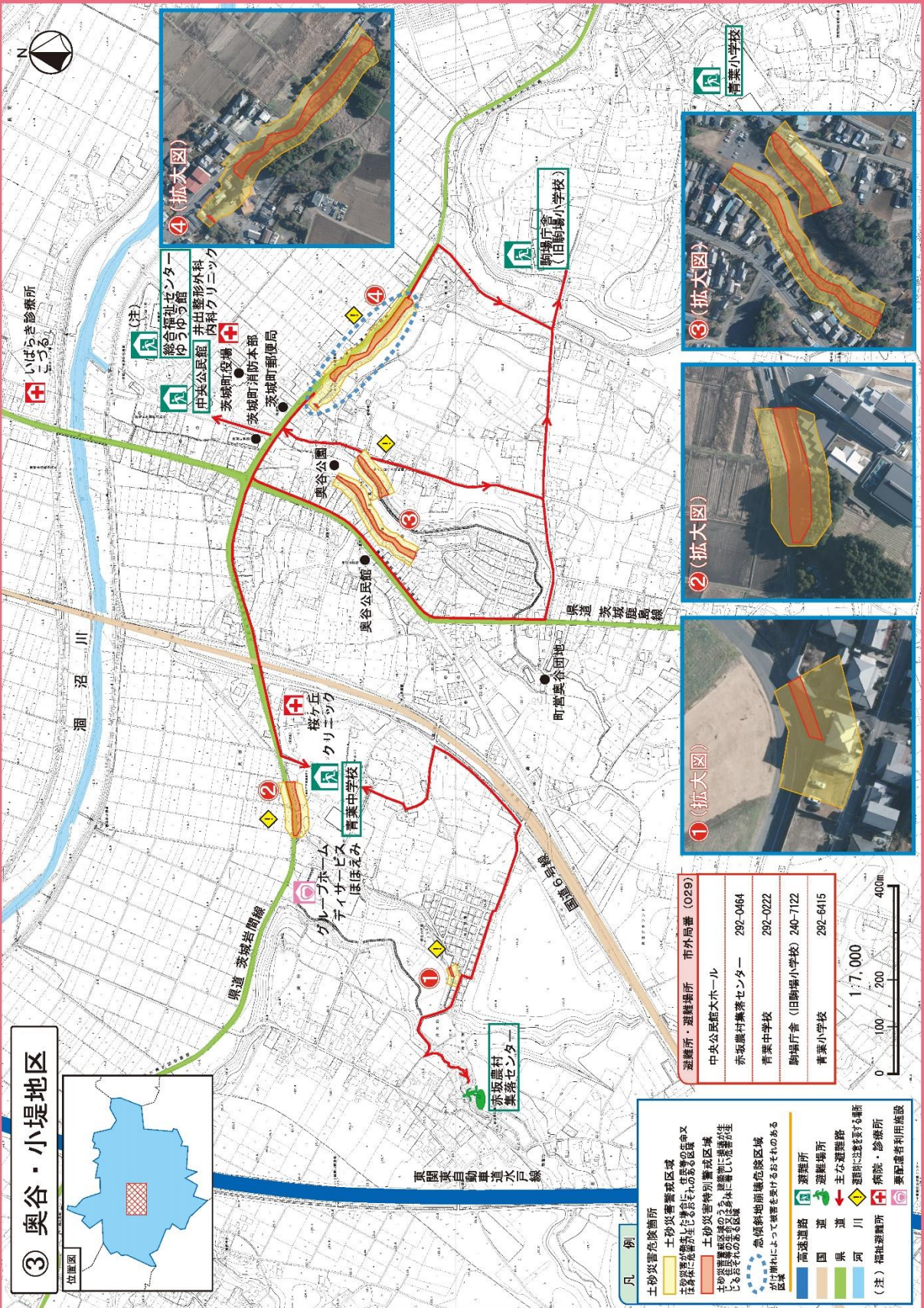
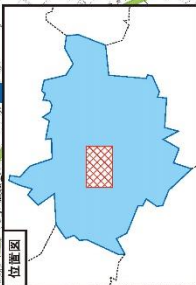
- 土砂災害危険箇所**
- 土砂災害警戒区域  
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身障の危険が生じると見られる区域
  - 土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域のうち、特に害しい被害が生じると見られる区域
  - 急傾斜地崩壊危険区域  
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
- 交通・避難施設**
- 高速道路
  - 国道
  - 県道
  - 河川
  - 避難所
  - 避難場所
  - 主な避難路
  - 避難時に注意する場所
  - 福祉避難所
  - 病院・診療所
  - 要配慮者利用施設

避難所・避難場所	市外局番 (029)
菱小学校	292-7213
長岡小学校	292-0042
明光中学校	292-0154





### ③ 奥谷・小堤地区

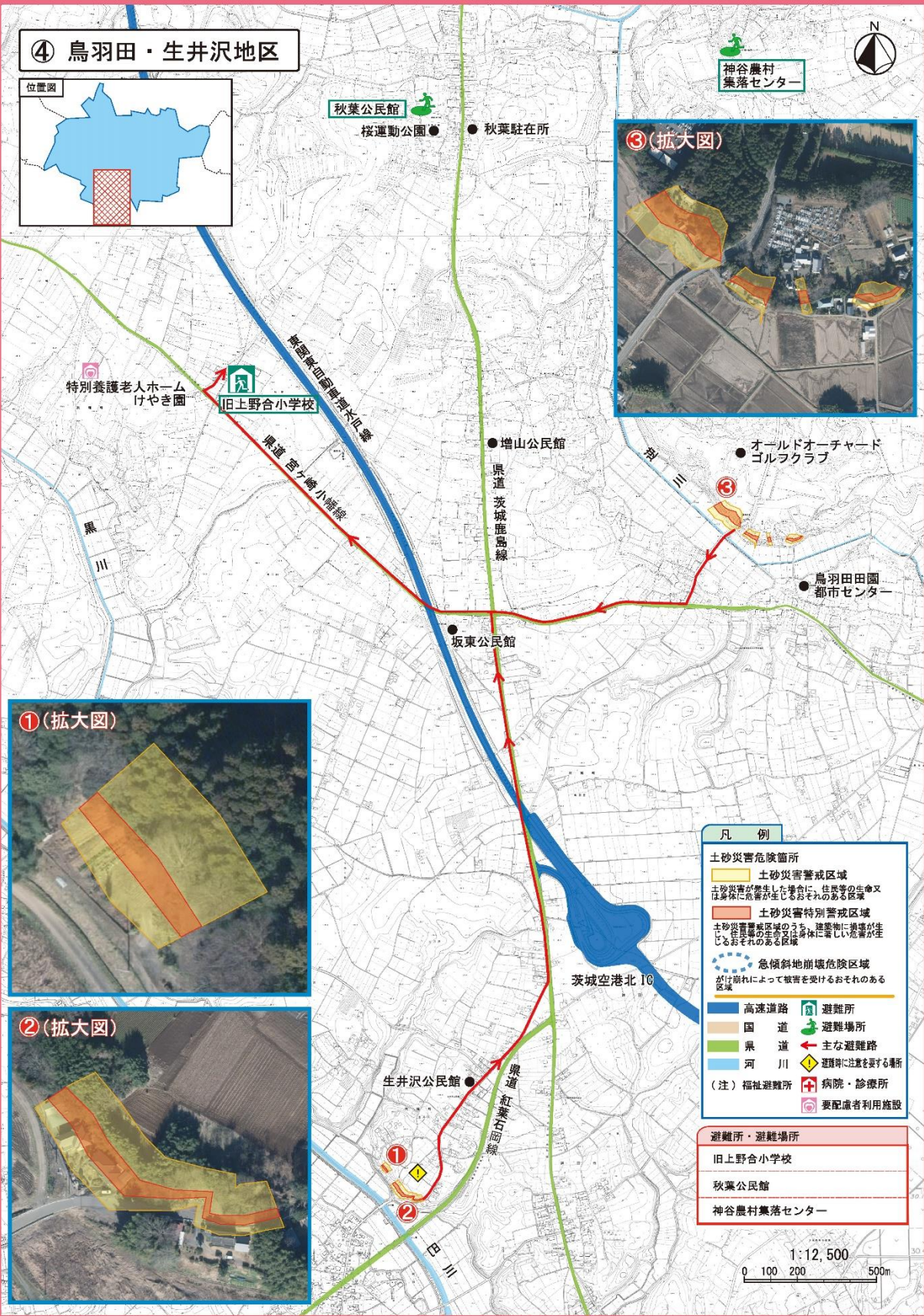
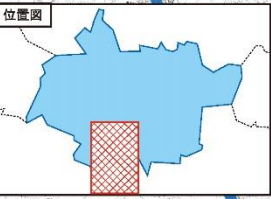


避難所・避難場所	市外局番 (029)
中央公民館大ホール	292-0464
赤坂農村集落センター	292-0222
青葉中学校	240-7122
駒場庁舎 (旧駒場小学校)	292-6415

- 凡例**
- 土砂災害危険箇所
  - 土砂災害警戒区域
  - 土砂災害が発生した場合、住民等の生命・財産に危険が生じるおそれのある区域
  - 土砂災害特別警戒区域
  - 土砂災害警戒区域のうち、建築物に被害が生じるおそれのある区域
  - 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域
  - 急傾斜地前面危険箇所
  - 急傾斜地前面危険箇所のある区域
  - 高速道路
  - 国道
  - 県道
  - 河川
  - 避難所
  - 避難場所
  - 主な避難路
  - 避難時に避けるべき箇所
  - 病院・診療所
  - 要配慮者利用施設



# ④ 鳥羽田・生井沢地区



**凡例**

土砂災害危険箇所  
 土砂災害警戒区域  
土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に被害が生じ、またはその恐れがある区域  
 土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域のうち、建築物に被害が生じ、またはその恐れがある区域

● 急傾斜地崩壊危険区域  
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域

— 高速道路 人 避難所  
— 国道 人 避難場所  
— 県道 ← 主な避難路  
— 河川 人 避難時に注意を要する箇所  
(注) 福祉避難所 + 病院・診療所  
人 要配慮者利用施設

**避難所・避難場所**

旧上野合小学校
秋葉公民館
神谷農村集落センター

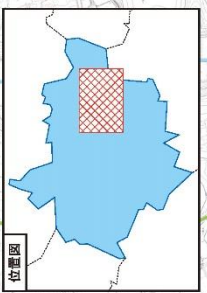








⑦ 船渡・飯塚・東永寺・中石崎地区



**凡例**

土砂災害危険箇所  
 土砂災害警戒区域  
 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は財産に危険が生じ得るおそれのある区域  
 土砂災害特別警戒区域  
 土砂災害警戒区域のうち、建築物に崩壊が生じるとおそれのある区域  
 急傾斜地崩壊危険区域  
 台風等によって被害を受けおそれのある区域

高速道路  
 国道  
 県道  
 河川

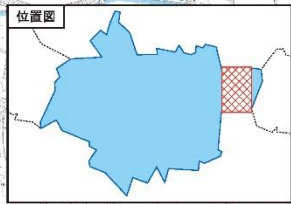
避難所  
 避難場所  
 主な避難路  
 避難に連動する新築  
 病院・診療所  
 要配慮者利用施設

(注) 福祉避難所

避難所・避難場所  
 飯塚新農村集落センター  
 旧石崎小学校



# ⑧ 下石崎地区

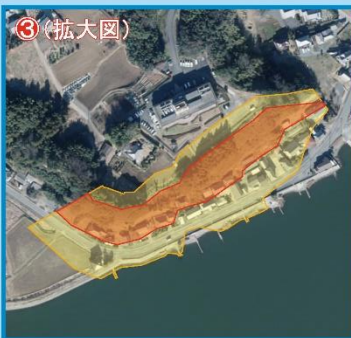


1:7,500  
0 100 200 400m



- 凡例**
- 土砂災害危険箇所
  - 土砂災害警戒区域  
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域
  - 土砂災害特別警戒区域  
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域
  - 急傾斜地崩壊危険区域  
がけ崩れによって被害を受けるおそれのある区域
  - 高速道路
  - 国道
  - 県道
  - 河川
  - 避難所
  - 避難場所
  - 主な避難路
  - 避難時に注意を要する場所
  - (注) 福祉避難所
  - 病院・診療所
  - 要配慮者利用施設

- 避難所・避難場所**
- 旧広浦小学校
  - 長州公民館
  - 広浦公園

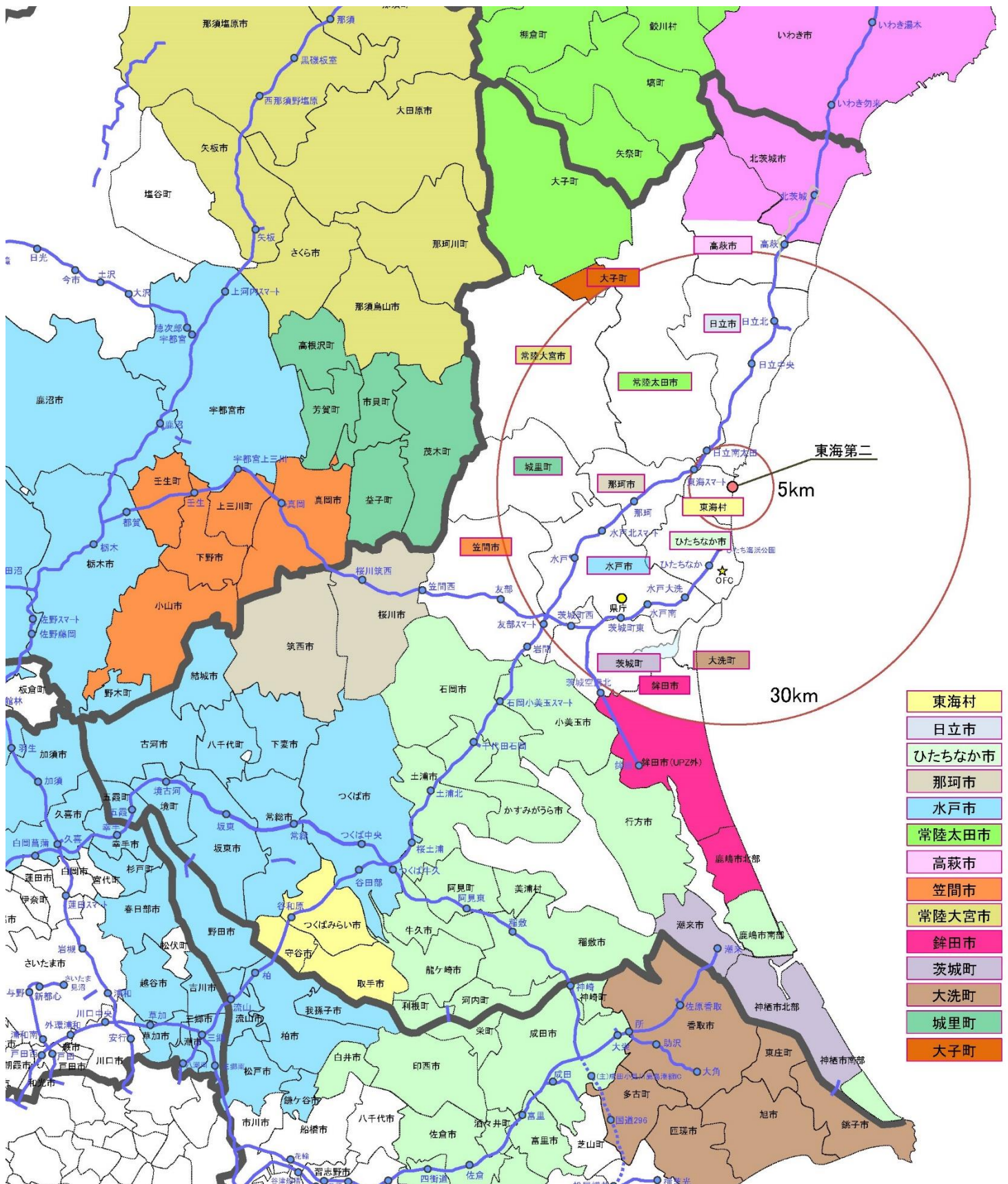






資料 30 原子力防災対策を重点的に充実する地域の範囲

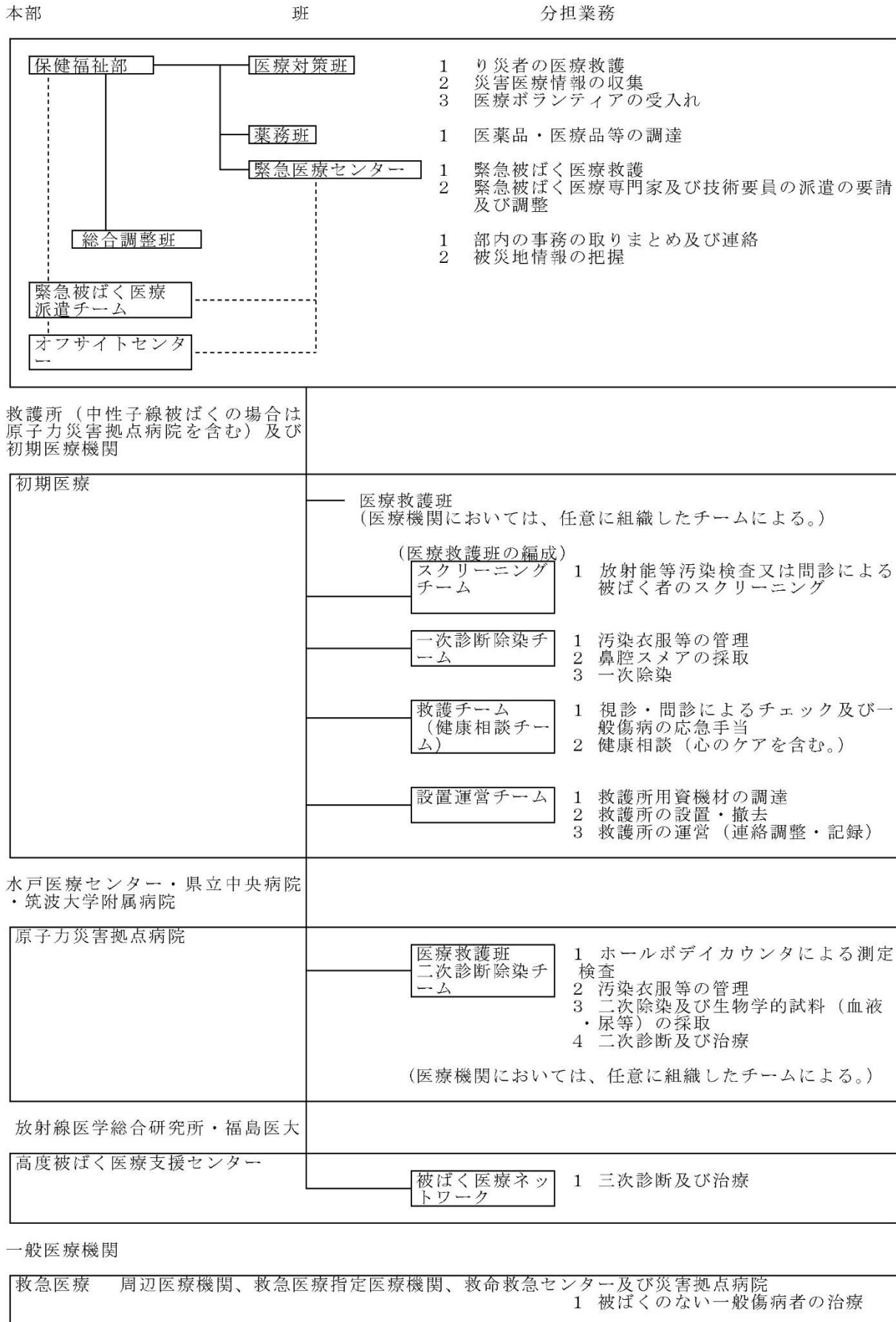
【日本原子力発電（株） 東海第二発電所からの PAZ・UPZ の範囲】



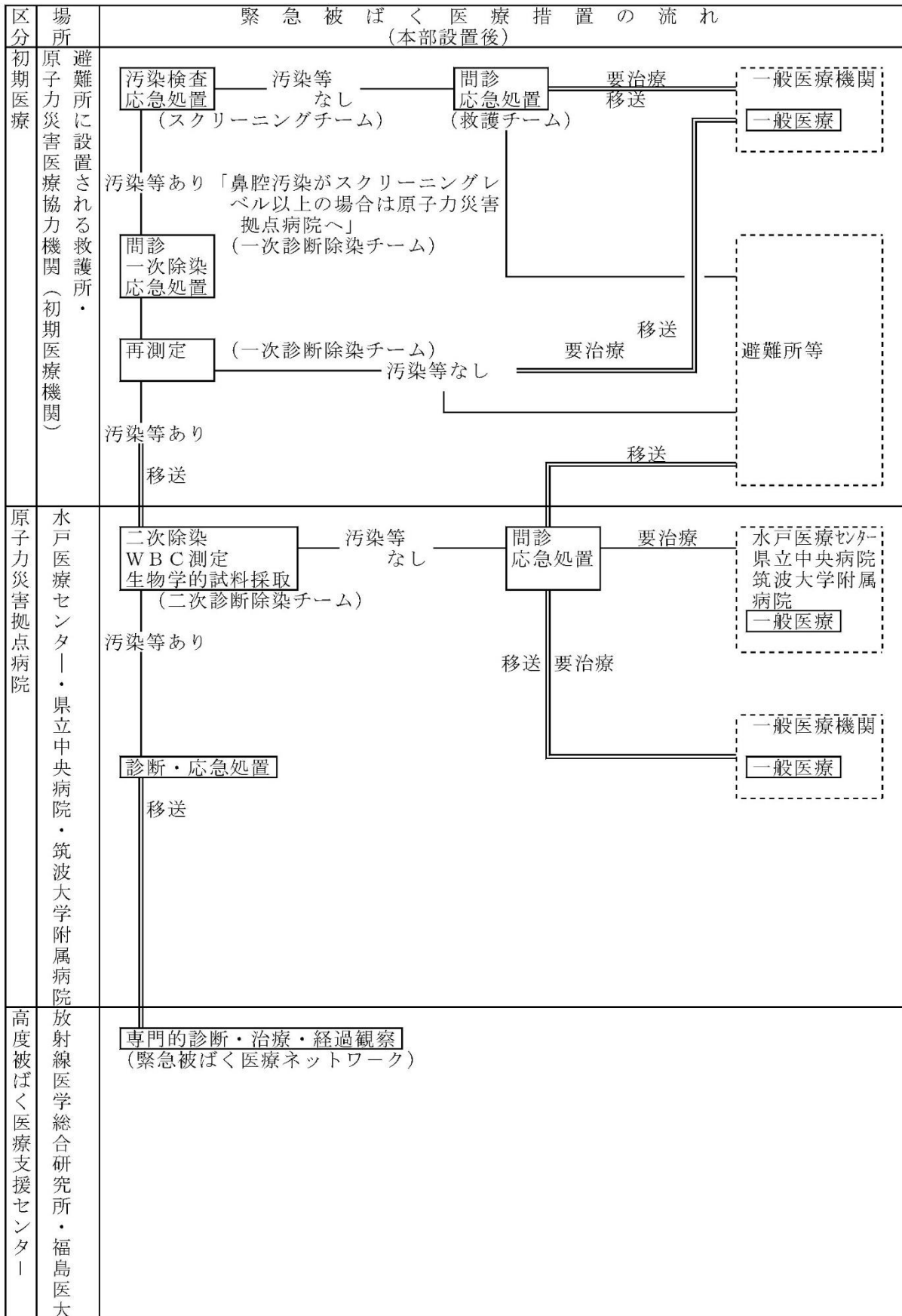


資料 31 県の緊急被ばく医療措置の流れ

緊急被ばく医療体制



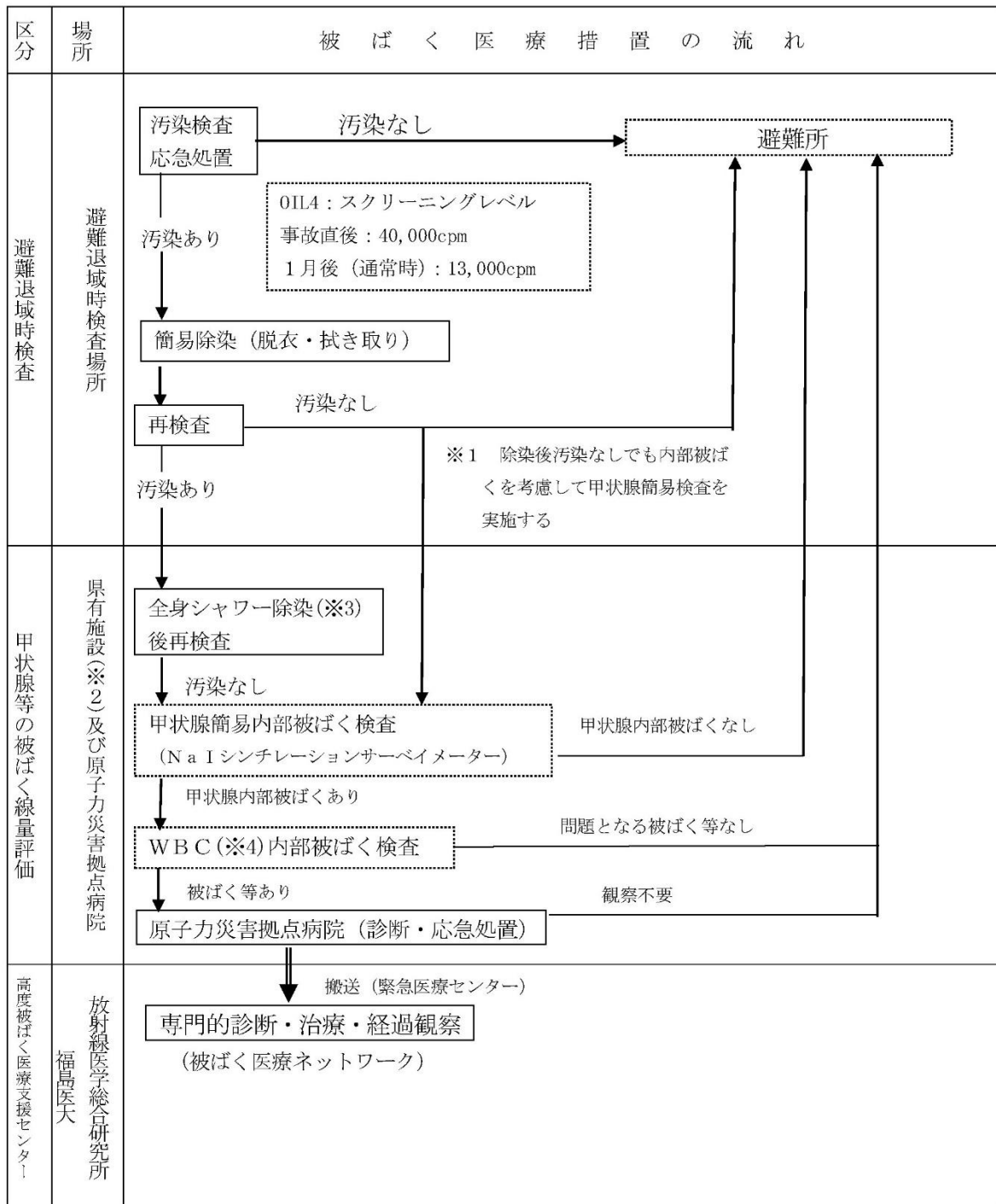
緊急被ばく医療措置の流れ（放射性物質被ばく事故）



(注) 1 WBC：ホールボディカウンタ  
2 ≡：救急車等による移送

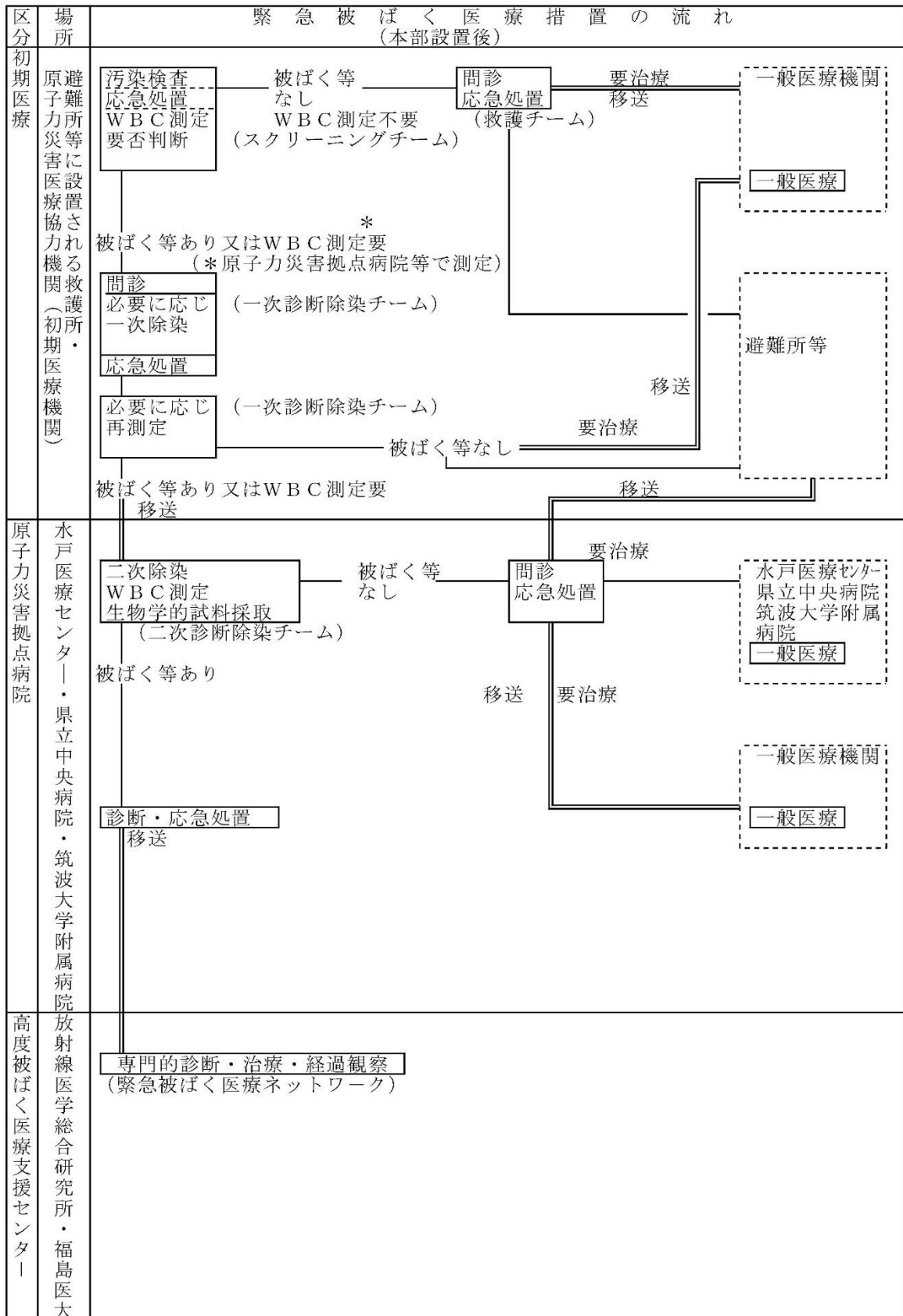


## 2 傷病を伴わない緊急被ばく医療体制（UPZ 内避難者等の一般住民を想定）



- (注) ※1 避難を優先する場合、一旦避難した後、数日以内に検査する  
 ※2 空間線量率が十分低い環境を確保できる施設を指定する  
 ※3 保健所所有のシャワーテント及び関係機関の移動型除染車等を活用する  
 ※4 WBC（ホールボディカウンタ）は、原子力災害拠点病院や関係機関の移動型を活用する

緊急被ばく医療措置の流れ（中性子線等の被ばく事故）



- (注) 1 WBC：ホールボディカウンタ  
 2 〰〰〰〰：救急車等による移送  
 3 初期医療機関における対応は記載を省略